
北海道千歳高等学校

業務継続計画

[Business Continuity Plan]

学校危機管理対応マニュアル

目次

I 業務継続計画 [Business Continuity Plan]	4
第1章 基本的な考え方	4
1 はじめに	4
2 他の防災計画等との整合性	4
3 地震発生時における対応フロー図	5
第2章 学校における災害対策体制の整備	6
（1）北海道千歳高等学校学校災害対策体制（災害対策本部）	6
（2）休日・夜間における参集体制	7
（3）非常時優先業務の選定及び着手目標時期の設定	8
（4）業務執行環境等の確保	9
（5）重要書類の確認・管理	10
（6）被害状況等の報告	11
【報告様式】被害状況等報告（速報）	12
【報告様式】被害状況等報告（速報）	13
第3章 避難所開設協力	16
第4章 学校の再開に向けた対応	17
（1）生徒等の安否確認（連絡・通信手段の複線化）	17
（2）施設設備の確保	18
（3）通学路の安全確保	18
（4）応急教育計画の策定	19
（5）教職員の確保等	19
（6）生徒の心のケアの体制整備	19
第5章 火山噴火・飛行機による災害について	19
II 危機発生時の対応（管理上の事故等）	20
1 不審者の侵入	20
2 外部の者による物品の盗難	21
3 外部の者による器物破損	22
4 感染症の発生（結核）	23
5 学校給食による食中毒	24
6 学校給食への異物混入	25
7 食物アレルギー	26
8 飲料水の事故	27
9 自動販売機の事故（異物混入・内容変質・賞味期限切れ等）	28
10 地震	29
11 津波	31
12 火山噴火	33
13 台風、暴風雪（雪害）	34
<自然災害への対応>	35
14 火災	36
15 施設・設備の老朽化・整備不良等による事故	37
16 シックハウス症候群	38
17 修学旅行中の交通障害	39

1 8	入学者選抜への遅刻（学力検査会場へ向かう交通機関の事故による遅刻）	40
1 9	大学入試センター試験（大学入学共通テスト）における雪害等の対応	41
2 0	生徒の個人情報の保護	42
2 1	生徒の個人情報流出又は流出のおそれ	43
2 2	熱中症予防と対策	44
追録	施設・設備の爆破（爆破予告）	50
追録	犯罪の予告	51
追録	ヒグマの出没	52

I 業務継続計画〔Business Continuity Plan〕

第1章 基本的な考え方

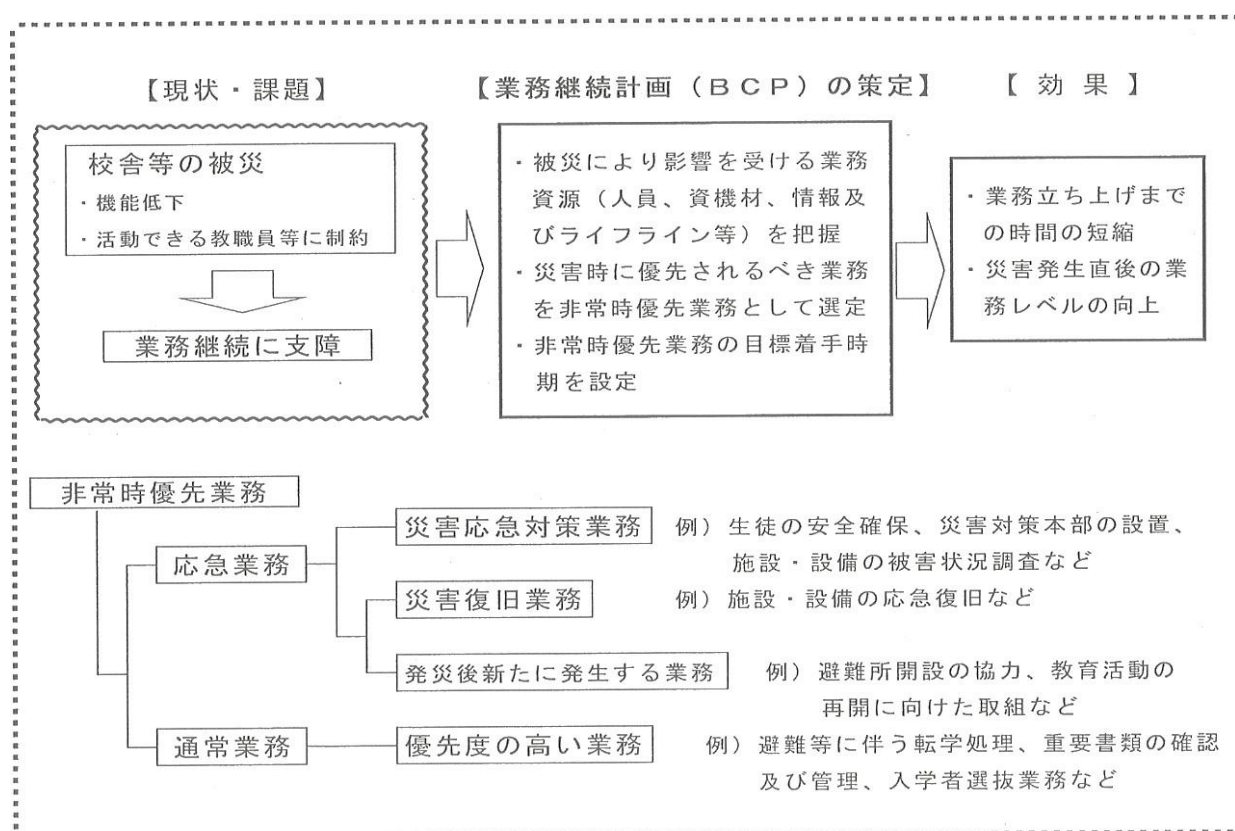
1 はじめに

大規模な地震などの災害が発生し学校が被災した場合、教職員、施設設備、情報及びライフライン等に制約が生じる中で、生徒の安全確保のための緊急対応を行いつつ、千歳市が定めた「地域防災計画」に基づく避難所開設に協力すると同時に、早急な学校再開に向けて取り組むこととします。

災害時における、次の内容を「業務継続計画（BCP）」として策定します。

- ①生徒の安全確保にかかる対応
- ②非常時の組織体制の構築
- ③「非常時優先業務」として、緊急に実施すべき「応急業務」と「優先度の高い通常業務」の選定
- ④それらの着手目標時期の設定
- ⑤学校再開に向けての業務の手順などのあらかじめの策定

〔業務継続計画（BCP）について〕



2 他の防災計画等との整合性

道立学校には、北海道地域防災計画における道の施設としての対応に加え、所在地市町村の地域防災計画に基づく避難所としての対応も求められます。

このため、各学校においては、市町村の防災担当部局等と連携を図り、本指針により策定した「業務継続計画」に避難所運営の支援や協力などの対応を盛り込む必要があります。

〔関係法令・計画〕

(1) 国

- ・災害対策基本法
- ・防災基本計画
- ・文部科学省防災業務計画
- ・学校保健安全法

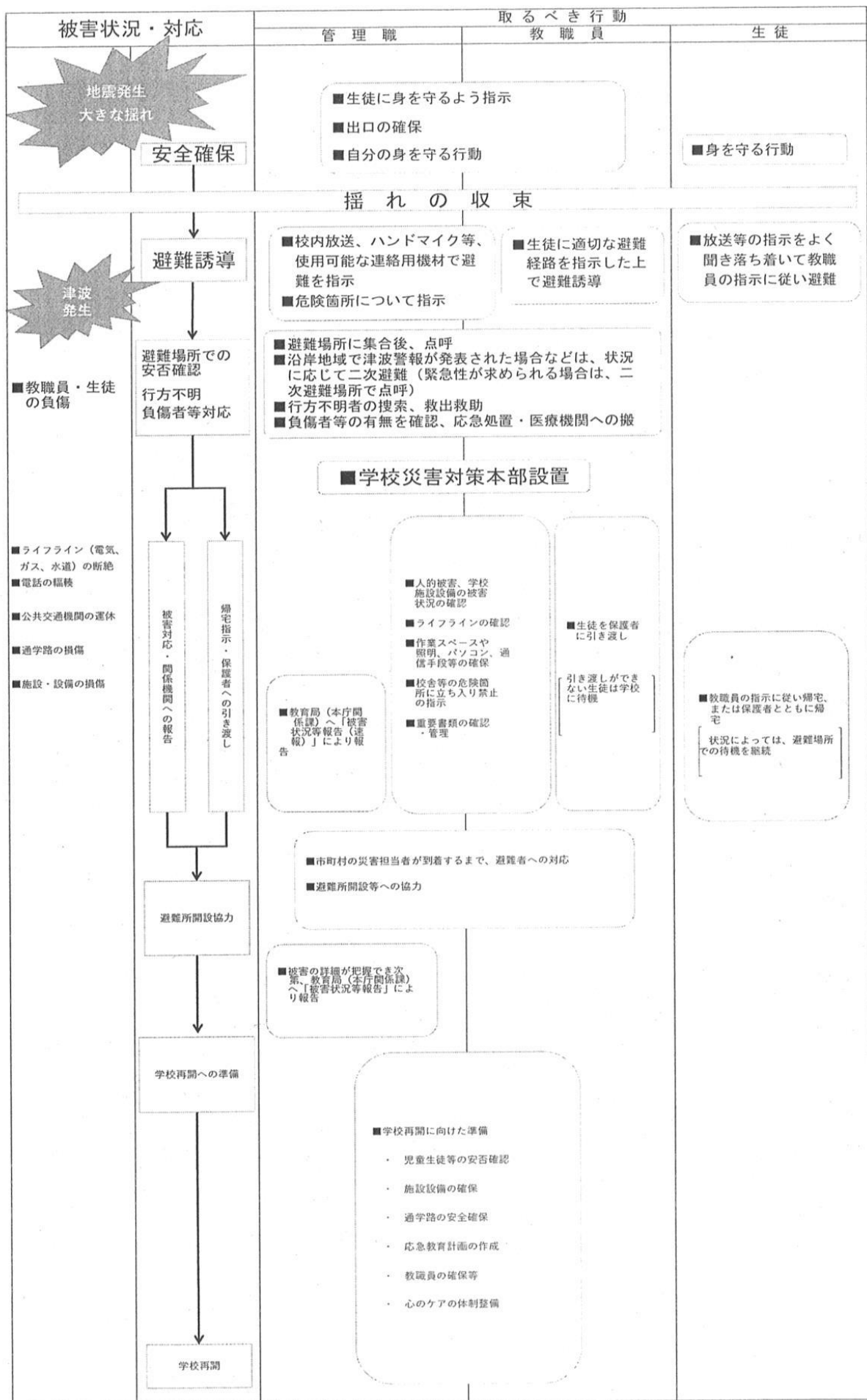
(2) 北海道

- ・北海道地域防災計画
- ・北海道庁業務継続計画
- ・北海道災害対策本部教育対策本部運営マニュアル

(3) 市町村

- ・市町村の地域防災計画

3 地震発生時における対応フロー図



第2章 学校における災害対策体制の整備

校長は、災害発生後、避難が完了するなど生徒や教職員の安全が確保された段階で、その後の対応・対策についての方針や具体的な業務内容を確認・決定し行動していくために、災害規模や被害状況を踏まえ、対策本部を設置します。

(1) 北海道千歳高等学校学校災害対策体制(災害対策本部)

設置場所: 校長室(代替場所: 会議室)

本 部	構成員	主な業務
	本部長…校長 副本部長…副校長、教頭(全定) 事務長 本部員…各班長 ※校長不在時の代行順位 代行第1順位…副校長 代行第2順位…教頭(全) 代行第3順位…事務長	・対策本部の総括 ・応急対応の決定 ・各班の連絡・調整、指示

班	構成員	主な業務
総 務 班	班長…総務主任 (定時: 教務部長) 班長代理…総務 副主任班員…総務 G (定時: 教務部)	・災害情報の収集 ・通学路等の被害状況の把握 ・教職員、その家族の安否確認 ・警察、消防機関等への通報 ・教育局等への報告
避難誘導・ 安否確認班	班長…各学年主任 班長代理…各学年副主任 班員…各学年担任団	・避難路の安全確認 ・生徒、教職員の避難誘導 ・保護者との連絡、被災状況の把握 ・生徒の下校、保護者への引き渡し ・引き渡しができない生徒の待機場所の確保 ・投稿していない生徒の安否確認
消 火・ 施設点検班	班長…生徒指導主任 (定時: 生徒指導部長) 班長代理…進 路指導主任 班員…生徒指導 G、進路指導 G (定時: 生徒指導部・公務補)	・初期消火 ・施設設備の被害状況の把握 ・立ち入り禁止措置などの危険回避の対応 ・授業教室の確保 ・施設設備の復旧・仮設教室の確保
救 護 班	班長…保健環境主任 (定時: 養護教諭) 班長代理…保健環境副主任班員… 保健環境 G (定時: 生徒指導部)	・負傷者の応急救護 ・負傷者の移送 ・AED(1階: 第一体育館前 2階: 保健室前)
搬 出 班	班長…教務主任 (定時: 教務部長) 班長代理…教務 副主任班員…教務 G (定時: 教務部)	・重要書類の確認・管理・搬出
避難所支援班	班長…教務主任 (定時: 生徒指導部長) 班長代理…総務主任 班員…総務 G・総務 G (定時: 生徒指導部)	[避難所となった場合] ・千歳市 総務部管理課防災・危機対策係 0123-24-0144

※「防災計画」組織は、「防災」の観点での組織で、上記は災害発生時の組織と考えて下さい。

(2) 休日・夜間における参集体制

〔参集体制〕

北海道千歳高等学校緊急時参集体制

区分	参集基準	参集範囲	対応内容等
第1次参集	・震度4の地震が発生した時 ・「火山噴火」「飛行機による災害」が発生したとき ・「津波注意報」が発表され、参集の必要があるとき ・校長が必要と認めた時	・校長 ・副校長 ・教頭(全定) ・事務長	・災害情報の収集 ・学校施設の状況把握等
第2次参集	・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・「火山噴火」「飛行機による災害」が発生したとき ・「津波注意報」が発表され、参集の必要があるとき ・校長が必要と認めた時	・校長 ・副校長 ・教頭(全定) ・事務長 ・学校災害対策本部 ・各班長	・学校の施設状況の把握及び教育局への報告 ・通常の教育活動の実施可否の検討 ・授業開始の変更・臨時休業等が必要な場合の緊急連絡対応
第3次参集	・震度6弱以上の地震が発生した時 ・校長が必要と認めた時	全職員	・組織及び機能の全てを挙げた応急対応

※発生した地震の震度によって、1次～3次の段階に分けて参集する教職員を定めた。

【緊急時教職員参集者(震度5以上の時)】

別紙(年度初めの教職員緊急連絡網を参照)

(3) 非常時優先業務の選定及び着手目標時期の設定

災害が発生した場合、教職員は、避難行動など生徒の安全確保に係る対応を最優先で行うこととなります。その後、教職員は、生徒・教職員の人的被害の状況や学校施設設備の被害状況、ライフラインの確認、教育局（本庁関係課）等への報告、教育活動の早期再開に向けての対応などの業務に従事します。

＜地震規模や火山噴火・被害状況の想定例＞

●地震の想定

千歳市地域防災計画の想定地震とされている「石狩低地東縁断層帯主部と南部が連動する地震」(M8.2)が発生したものと想定

●地震の想定

千歳市地域防災計画「樽前山噴火災害」が発生したものと想定。

●被害の想定

- ・校舎本体の大きな損壊はないが、家具・書類等が全ての部屋で転倒・落下
- ・電気、水道、ガスは断絶し、3日後から徐々に復旧
- ・電話による外部との通話については、3日間、つながりにくい状態。
- ・携帯電話による通話については、3日間つながりにくい状態。(ただし、メールによる通信は、遅延するが可能)
- ・インターネットについては、3日間遅延するが使用可能。

着手目標	対応業務	着手目標	対応業務
① 発災直後に着手	・生徒・教職員の安全確保 ・負傷者等の確認 ・避難場所、避難経路の安全確認 ・避難誘導、人員確認 ・火災対応 ・応急救護、医療機関への連絡・搬送	⑤ 発災後概ね1週間以内に着手	＜学校再開準備関係＞ ・施設、設備の再点検 ・施設、設備の整備・補修必要箇所の集約、及び教育局（本庁関係課※2）との協議 ・使用教室、教職員の確保 ・通学可能な生徒の確認 ・生徒の教科書、文房具等の紛失・滅失状況の把握 ・教科書、学用品の調達・確保 ・「応急教育計画」※の作成 ・学校が避難所となっている場合は、札幌市防災担当部局※3と学校再開の協議 ・学校再開までの見通し等の保護者への周知 ＜学籍関係＞ ・避難等に伴う転学事務 ＜財務事務関係＞ ・業者等への支払事務等の執行計画の策定 ＜教職員関係＞ ・公宅補修 ・教職員の健康管理 ・災害給付
② 発災後概ね1時間以内に着手	・学校災害対策本部の設置 ・生徒・教職員の人的被害状況の把握 ・施設、設備の被害状況の把握 ・電気・通信回線等のライフラインの確認 ・地域全体の被害状況の把握 ・被害状況等の教育局※1への報告(速報)		
③ 発災当日中に着手	・通学路の安全確認 ・公共交通機関の運行状況の把握 ・生徒の下校、引き渡し(学校待機措置含む) ・不在生徒、教職員の安否確認 ・重要書類等の確認及び管理 ・施設、設備の被害状況調査 ・避難所の開設協力 ・被害状況等の教育局への報告(詳細)		
④ 発災後概ね3日以内に着手	・施設、設備の状況確認 ・生徒・保護者の安否、被害状況、避難先等の確認(名簿作成) ・ライフラインの復旧予定等の把握 ・通学路の安全確認、交通機関運行状況の確認 ・生徒の心のケア(スクールカウンセラー要請等含む) ・今後の対応計画等についての教育局(本庁関係課※2)との協議		※応急教育計画・・・学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育局(本庁関係課※2)との連携のもと、校長が被害の状況を判断して応急的に実施する教育計画のこと。

※1 教育局・・・石狩教育局道立学校運営支援室(管理支援係) 011-204-5911

※2 本庁関係課・・・北海道教育庁総務政策局施設課(道立学校グループ) 011-204-5710
011-204-5709

※3 千歳市防災担当部局・・・千歳市 総務部危機管理課防災・危機対策係 0123-24-0144

(4)業務執行環境等の確保

校長は、災害発生後、必要な対応業務を行うため、作業スペースや照明、パソコン、通信手段、情報機器(ラジオ、テレビ)、非常災害時用物資(照明、水、食料、暖房、毛布等)などを直ちに確保します。

また、対策本部は、校舎の被害状況を確認の上、使用の可否を判断し、校舎等への立ち入りの可否が分かるような表示を行うとともに、校舎の被害状況及び校舎の使用上の注意点について教職員に周知します。災害時における執務環境の確保に当たっては、教育局(本庁関係課)と十分連携を取ります。

項目	業務内容・留意事項
(1)校舎等の点検	・「学校施設の防災安全点検マニュアル」(H17年4月北海道教育庁企画総務部施設課作成)に基づき点検を行う。 ・既存の図面(別紙)に危険個所を表示し職員に周知する。 ・危険個所への立ち入り禁止の表示等を行う。
(2)執務室の確保	・執務室の被害を軽減するため、予め、ガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境確保に努める。 ・校舎の全てが使用できない場合の代替施設候補を市町村等とあらかじめ協議する。 ・各室の防火・防災担当責任者は、執務室(校長室・職員室・事務室等)の被災状況と使用の可否を判断し校長に報告する。 ・執務室が使用できない場合は代替室を確保する。
(3)電源の確保	・停電した場合に使用できなくなる設備・機器等を確認する。 ・停電した場合は、電力供給会社※1に復旧予定等状況を確認する。
(4)水の確保	・断水した場合は、受水槽や高架水槽の残留水の使用について、残留水量に応じて使用の仕方を検討する。 ・また、断水した場合は、千歳市水道局※2に復旧予定等の状況を確認する。 ・受水槽や高架水槽の残留水を節約するため、使用可能なトイレや洗面所の使用を必要最低限とし、それ以外は使用禁止とする。
(5)通信手段の確保	・一般電話回線が使用可能な場合は、災害時優先電話により関係機関等との通信を確保する。 ・携帯電話、メールが使用可能な場合は、それを活用し、関係機関等との通信を確保する。
(6)暖房の確保	・配管設備の損傷や停電により、暖房用ボイラーが使用不可能な場合は、予備暖房等の手配を行う。
(7)非常災害時用物資(備蓄品等)の確保	・非常災害時用物資(照明、水、食料、暖房、毛布等)をあらかじめ準備するほか、不足した場合の確保について市町村へ要請するなどの手配を行う。
(8)機械警備	帝国セキュリティ 札幌 札幌市東区北 20 条東 1 丁目 2-7 011-721-2000

※1 電力供給会社・ほくでん停電情報サービス 0120-285-121

※2 千歳市水道局…水道部総務課総務係 0123-24-4132

(5)重要書類の確認・管理

災害発生後には、教務、保健、事務・管理関係の重要書類の管理責任者は、必要な書類等の確認・管理を行います。

【重要書類等の確認・管理方法】

項 目	関係書類	保管場所	管理責任者	持ち出し担当者
教務関係	卒業証書台帳、指導要録、出席簿、入学者選抜・成績・考査に関する書類、生徒状況の確認表など	事務室耐火書庫 職員室書庫	教頭(全定)	教務主任 (定時:教務部長)
保健関係	生徒学生健康診断票、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿・学校薬剤師執務記録簿等	保健室耐火金庫	教頭(全定)	保健環境主任 (定時:養護教諭)
事務・管理関係	学校沿革史、職員人事記録カード、財産台帳、財務会計書類、公印等	事務室 職員室	事務長	主任主事
※ 重要書類等の確認・管理方法 1 管理責任者は、重要種類及び書庫の点検を行い、書庫等に被害がなければ、施錠の上、書類を保管します。 2 書庫等に被害がある場合は、一時的に別の部屋に保管し部屋を施錠します。 3 郊外に関係書類を移動しなければならない場合は、書類の移動リスト等を作成し、移動先で書類の確認を行った後、部屋を施錠し、立ち入り禁止とします。				

【非常時持ち出し一覧表】

書類名	保管場所	管理責任者	持ち出し担当者	備 考
指導要録	事務室耐火金庫	教務	教務 G (定時:教務部)	
出席簿	職員室	教務	教務 G (定時:教務部)	
	会議室教務書棚	教務	教務 G (定時:教務部)	
入学者選抜資料	会議室教務書棚	教務	教務 G (定時:教務部)	
成績・考査に関する資料	職員室ロッカー	教務	教務 G (定時:教務部)	
生徒学生健康診断書	保健室書棚	保健	保健環境 G (定時:養護教諭)	
学校医・学校歯科医・学校薬剤師執務記録簿	保健室書棚	保健	保健環境 G (定時:養護教諭)	

(6)被害状況等の報告

災害発生後には、学校は速やかに教育局(本庁関係課)への被害等の概要を報告(速報)します。

報告(速報)後、さらに詳細な被害状況等の把握に努め、随時、教育局(本庁関係課)に状況を報告します。

1 報告様式

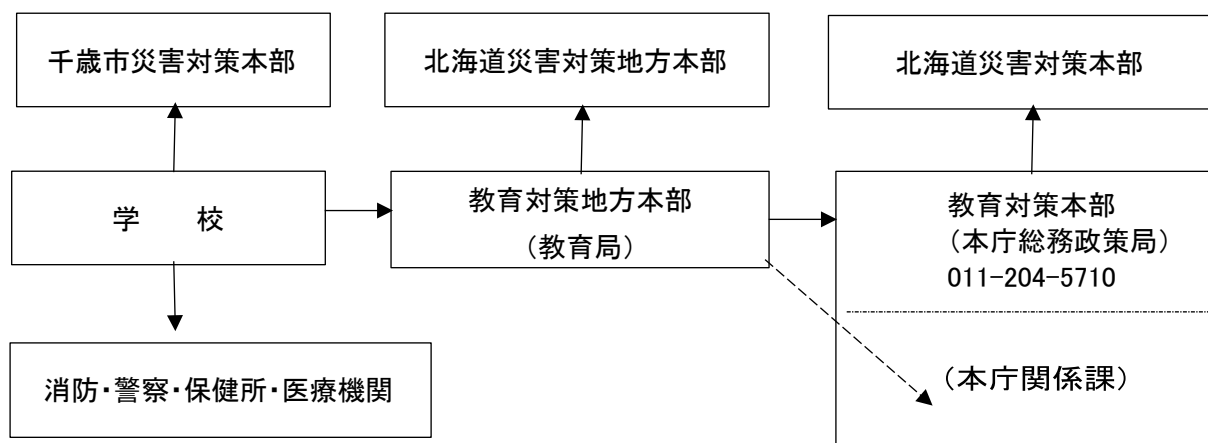
速報・・・「被害状況等報告(速報)」様式詳細

報告・・・「被害状況等」様式

2 報告の方法例

電源・通信回線の確保	携帯電話の使用	報告方法
確保できる場合		FAX、電子メール、電話
確保できない場合	①使用できる場合	携帯電話、携帯メール
	②使用できない場合	千歳市の災害対策本部等を通じて報告

3 報告の流れ



本庁関係課・・・総務政策局施設課(道立学校グループ)

011 -204- 5710

石狩教育局・・・道立学校運営支援室(管理支援係)

011 -204- 5709

千歳市総務部・・・千歳市危機対策室

011 -204- 5811

千歳市水道局・・・水道部総務課総務係

0123- 24 - 4132

電力供給復旧予定状況・・・ほくでん停電情報サービス

0123- 24 - 4132

0120- 28 - 5121

【報告様式】被害状況等報告(速報)

被害状況等報告(速報)

学 校 名 北海道千歳高等学校

報告者職氏名

報告時点 平成 年 月 日 時 分現在

区 分		被害等の概要		状況及び対応等の内容	
学校災害対策本部設置		設置 ・ 未設置		設置： 月 日 時 分 廃止： 月 日 時 分	
学校運営上の措置状況		臨時休校		※該当欄に○を付すこと。 始業時繰下、終業時繰上の場合は、登校時間、下校時間を記載すること。	
		始業時繰下			
		終業時繰上			
		その他の対応			
人的被害の状況		職 員	学校管理下	人	死亡 名、重傷 名、軽傷 名
			上記以外	人	死亡 名、重傷 名、軽傷 名
			学校管理下	人	死亡 名、重傷 名、軽傷 名
			上記以外	人	死亡 名、重傷 名、軽傷 名
施設・設備の被害状況	校 舎	施設	有 ・ 無		
		設備	有 ・ 無		
	寄宿舎	施設	有 ・ 無		
		設備	有 ・ 無		
公共交通機関の運行状況					
通信手段の状況		電話・FAX	正常 ・ 不通		
		メール	正常 ・ 不通		
ライフラインの状況	校 舎	電気供給	正常 ・ 停止		
		水道供給	正常 ・ 停止		
		ガス供給	正常 ・ 停止		
	寄宿舎	電気供給	正常 ・ 停止		
		水道供給	正常 ・ 停止		
		ガス供給	正常 ・ 停止		
児童生徒の帰宅状況		帰宅 名	学校待機 名	その他 名	
避難所としての指定状況		非該当 ・ 該当 (校舎・体育館等)		指 定 年 月 日 解 除 年 月 日	
その他特記事項					

被害状況等報告(高等学校用)

学 校 名	北海道〇〇高等学校
報告者 姓・氏 名	
連絡先 (電話番号)	

報告時点 令和 年 月 日 時 分現在

1. 臨時休校等の措置状況			備 考
課程	措置状況	臨時休業期間(見込み)	
全日制	授業停止	月 日() ~ 月 日()	
定時制		月 日() ~ 月 日()	

注 「措置状況」欄は、該当するいずれかに○を付すること。

2. 生徒の人的被害状況									
課程	在籍者数	被災者数	死 亡	被災者の内訳				軽 傷	備考
				氏 名	学年・性別	行方不明	氏 名		
全日制									
定時制									
計	○	○	○	○	○	○	○	○	

3. 教職員等の人的被害状況									
課程	在籍者数	被災者数	死 亡	被災者の内訳				軽 傷	備考
				氏 名	職名・性別	行方不明	氏 名		
全日制									
定時制									
計	○	○	○	○	○	○	○	○	

4. 公共交通機関の被害状況			備 考
区分	被害状況		
JR	通常運行	不通 運送・降引 その他	
バス			

注1 「被害状況」欄は、該当するいずれかに○を付すること。
注2 「備考」欄には、運行状況の具体及び復旧見込などについて記載すること。

5 被災生徒の修学援助の状況

課程	学年	在 校 生徒数	被災 生徒数	保 護 者 等 の 被 災 の 状 況										修学援助の状況				
				人的被害 (A)				住家被害 (B)			農水産業等被害 (C)			授業料 免除希望数	授業料 減額希望数	奨学金 希望希望数		
				死亡	行方不明	軽傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	その他	農業	畜産業				林業	その他
全日制	1年			○					○					○				
	2年			○					○					○				
	3年			○					○					○				
	計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定時制	1年			○					○					○				
	2年			○					○					○				
	3年																	
	4年			○					○					○				
	計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 人的被害(A)は、保護者の状況について記載すること。

注2 人的被害(A)は人数を、住家被害(B)・農水産業等被害(C)は、世帯数を記載すること。

注3 被災生徒数は、(A)～(C)の合計と一致しない場合があるので留意のこと。(例：一人の生徒が、重複して(A)～(C)の被害を受けている場合など。)

6 学校施設の被害状況

区分	被 害 の 概 要	被害額(千円)	備 考

※ 区分欄については、校舎・屋体・公舎・倉庫舎・工作物等と記入すること。

7 学校設備の被害状況

品名	被 害 の 概 要	被害額(千円)	備 考

8 避難場所指定の状況

学校名	避難場所指定の有無	避難場所使用箇所	指定・解除の状況	備考
			指定年月日： 月 日 解除年月日： 月 日	

9 避難場所に避難している被災生徒の状況

課程	学年	在籍生徒数	避難場所に避難している被災生徒の状況			備考
			男	女	計	
全日制	1年				0	
	2年				0	
	3年				0	
	計		0	0	0	
定時制	1年				0	
	2年				0	
	3年				0	
	4年				0	
	計		0	0	0	

9 通学状況

課程	学年	在籍生徒数	JR		バス		徒歩等		計		備考
			利用者	通学困難	利用者	通学困難	利用者	通学困難	利用者	通学困難	
全日制	1年								0	0	
	2年								0	0	
	3年								0	0	
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	
定時制	1年										
	2年										
	3年										
	4年										
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	

10 被災した生徒の心のケア対策

ケア対象生徒	対応の内容等		備考
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	
	月	日	

第3章 避難所開設協力

災害発生後、本校は千歳市の避難所に指定されており、避難所の開設等について協力します。

避難所の開設やその運営は、本来的には、千歳市の防災担当部局が責任を有していますが、災害規模が大きな場合や発生当初は、避難所の指定を受けた本校の教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担うこととなります。

また、千歳市や自治組織が体制を整え、避難所運営を主体的に行うことができるようになった後は、本校は後方支援にあたります。

【避難所開設・運営に係る協力業務内容及び担当者一覧】

項 目	担 当	担当業務の内容等
1 施設等の点検	副校長 事務長 総務 G 主任 総務 G (定時:教頭)	・「学校施設の防災安全点検マニュアル」のチェックリストにより、学校・避難所として使用可能か否かを点検する。 ・判断が難しい場合については、早急に市町村に連絡し、技師等の専門家に判断を依頼する。 ・点検の結果、避難所として避難者を受け入れることが可能であれば、その旨を市町村の災害担当本部に連絡し、指示を受ける。 ・校舎等が危険で使用できない場合は、校舎等を立ち入り禁止とし、その旨を市町村の災害対策本部に連絡する。
2 利用区域の設定 表示と管理	事務長 教務 G 主任 事務部	・一般避難者の利用区域及び立ち入り禁止箇所(危険区域、学校教育活動区域等)を設定し、貼り紙等に表示する。 ・避難所の使用可能区域の設定に当たっては、生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、生徒と避難者のスペースや動線を分ける。
3 避難者の受け入れ準備	教頭(全定) 生徒指導 G 主任 生徒指導 G (定時:教務部)	・体育館等の避難所使用区域の破損ガラス、器具の散乱などを整理し、避難所として使用可能な状態とする。 ・トイレ、シャワー施設の解除・点検を行う。 ・非常電源設備の点検作業を行う。
4 避難者の受け入れ	教頭(全定) 保健環境 G 主任 総探 G 主任 保健環境 G 総探 G (定時:生徒指導部)	・避難者名簿により、受付を行う。 ・負傷者の確認と、応急措置を行う。(身体が不自由な方や幼児等の災害時要援護者に十分配慮する。)
5 避難所の組織づくり	進路指導 G 主任 進路指導 G 事務部 (定時:生徒指導部)	・非常電源設備の点検作業を行う。 ・市町村防災担当者や地域の代表者が到着した後は、避難所の運営組織づくりに協力する。

第4章 学校の再開に向けた対応

生徒の安全確保・安否確認後、教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するために、生徒の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認等に努めます。

また、校長は、教育局(本庁関係課)と十分に協議の上、地域や学校の被害等の状況に応じた応急教育計画を立て、教育活動の確保に努めます。

【学校再開にあたってのチェックポイント】

- | | |
|--|--|
| ☐ 地域の停電は復旧しているか | ☐ 学校は断水していないか |
| ☐ 校内のトイレは使用できるか | ☐ 校舎、敷地内に破損、危険はないか |
| ☐ 授業実施に支障はないか | ☐ 学校生活の安全は確保できるか |
| ☐ 信号は復旧しているか | ☐ 通学路に倒木、塀の崩れなど危険箇所はないか |
| ☐ 公共交通機関が運行しているか、通学手段はあるか | |
| ☐ 通学困難な地域はないか | ☐ 通学できない生徒はどれくらいいるか |
| ☐ 避難所となっている学校は、教職員に負担がないか | |
| ☐ 地域の小中学校や近隣の高校の対応はどうか | |

(1) 生徒等の安否確認(連絡・通信手段の複線化)

予想される状況		対 応																																																																																																																																																																				
- 児童生徒の自宅の損壊や電話回線の混雑、停電等により家庭と連絡がとれない。 - 児童生徒の連絡先(住所、避難場所)に変更があっても学校で把握できない。(連絡がないなど) - 連絡が取れないことから、学校から家庭に情報提供できない。		- 児童生徒の安否や負傷の程度など、児童生徒の状況はもとより、保護者の状況や避難先等の内容を(ア)～(ウ)の方法により確認する。 【確認する内容】 ①児童生徒の状況 ②保護者の状況 ③住居の状況 ④避難先 ⑤連絡方法 ⑥健康状態 など 【確認方法】 (ア) 固定電話の他、携帯電話やメール、LINE等迅速かつ確実に連絡がとれる手段の複線化を図る。 (イ) 電話等の連絡のみに頼らず、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、家庭訪問や避難所訪問を行い情報収集する。 (ウ) 掲示等の方法により、主要施設や避難所等において学校からの情報提供を依頼する。 (エ) PTAに学校からの情報提供等の協力を依頼する。 - 確認できない内容については、再度、確認を行う。 - 確認した内容を一覧表(児童生徒状況確認表)に整理し、全教職員で共有する。																																																																																																																																																																				
【児童生徒状況確認表の例】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学年</th> <th rowspan="2">クラス</th> <th rowspan="2">氏名</th> <th rowspan="2">保護者名</th> <th colspan="2">平常時</th> <th colspan="10">児童生徒の状況</th> <th colspan="5">非常時に確認する内容</th> <th rowspan="2">特記事項</th> </tr> <tr> <th>住所</th> <th>連絡先</th> <th>確認日時</th> <th>被害なし</th> <th>死亡</th> <th>行方不明</th> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> <th>保護者の状況</th> <th>住居の状況</th> <th>避難先</th> <th>連絡方法</th> <th>健康状態</th> <th>登校の可否(できない理由)</th> <th>教科書・学用品等の被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				学年	クラス	氏名	保護者名	平常時		児童生徒の状況										非常時に確認する内容					特記事項	住所	連絡先	確認日時	被害なし	死亡	行方不明	重傷	軽傷	保護者の状況	住居の状況	避難先	連絡方法	健康状態	登校の可否(できない理由)	教科書・学用品等の被害状況																																																																																																																														
学年	クラス	氏名	保護者名					平常時		児童生徒の状況										非常時に確認する内容						特記事項																																																																																																																																												
				住所	連絡先	確認日時	被害なし	死亡	行方不明	重傷	軽傷	保護者の状況	住居の状況	避難先	連絡方法	健康状態	登校の可否(できない理由)	教科書・学用品等の被害状況																																																																																																																																																				
※災害時に電話が通じないことを想定し、電子メールやLINE、ホームページなど代替の通信手段、情報発信手段を確保し、保護者へ周知を図るなど連絡・通信手段の複線化を図る。 ※教職員及び家族の安否確認についても速やかに行う。																																																																																																																																																																						

(2) 施設設備の確保

予想される状況	対 応
校舎の損壊等のため、教室が使用不能となる。	施設設備の安全確認、整備を行い、授業再開に必要な教室、スペースなどを確保する。
- 電気・水道・ガス・電話等ライフラインが寸断される。 - 施設の復旧に相当な期間を要する。	- ライフラインの復旧状況を把握し、関係機関に協力を依頼する。 - 校舎の補修、改修、仮設教室の建設等について教育局（本庁関係課）と協議する。 - 被害が著しく復旧に時間を要する場合は、他の学校・公共施設・民間施設等の借用について、関係機関と協議する。
学校が避難場所となり、児童生徒の学習の場が確保できなくなる。	避難住民（自治組織）の理解を得て、緊急避難用スペースの段階的な縮小により教室を確保する。
災害対策本部等による避難住民への救済策が実効性を持つまでに相当な期間を要し、緊急避難所となっている教室を授業に使用することができない。	緊急避難所としての校舎の使用が長期化しそうな場合、教育機能と避難所としての機能の調整について、市町村災害対策本部や避難住民（自治組織）と継続して協議する。

(3) 通学路の安全確保

予想される状況	対 応
- 倒壊した建物や垂れ下がった電線等により通学路に危険箇所ができる。 - 通学路を建物取り壊しや復旧工事等による大型車両が往来する。	- 児童生徒の通学路の安全確認を行う。 - 児童生徒の所在を確認し交通機関の状況を把握した上で、通学方法の具体的な検討を行う。
公共交通機関が不通となる。	交通機関の復旧状況によっては、スクールバスの運行について関係機関と協議する。

(4) 応急教育計画の策定

予想される状況	対 応
・ライフラインが回復せず、停電等が続いている。 ・施設設備の損壊、備品等が破損している。 ・交通事情が悪く、児童生徒の通学、教職員の通勤が長時間に及ぶ。	・始業時間の繰り下げ、終了時間の繰り上げを行う。 ・2時間授業、午前授業、一部又は全部の午前・午後二部制授業、隔日登校等を実施する。 ・長期的な展望により指導計画を見直す。指導内容や指導方法を工夫する。
・被災の影響で児童生徒の一部が登校できない。	・学年・学級合同等の授業形態を工夫する。 ・登校する児童生徒の人数に応じた教育活動を実施する。
・児童生徒が災害により様々な心の傷を負っている。	・スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒の心のケアに配慮した指導計画を立案する。 ・平常化に向けた安全教育、健康教育及び生活指導を重点化する。
・教職員の一部が勤務できない。	・教職員が不足した場合、教職員の暫定配置（学級担任、臨時時間割の編成）を行う。
・教科書、教材等が不足する。	・教科書、教材等の不足数を調査し、教育局（本庁関係課）と協議しながら確保する。
・授業時数が不足する。	・平常化への見通しを立てながら欠授業時数を補充するとともに、授業内容を工夫する。 ・平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持推進を図る。 ・地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な教育内容とする。

(5) 教職員の確保等

予想される状況	対 応
・負傷、道路不通のため出勤できないなど、勤務できる教職員が不足する。 ・避難所運営協力のため、授業を行う教職員数が不足する。	・応急教育計画などを作成し、不足する教職員数等を算定する。 ・教職員の加配、近隣校からの教職員の応援派遣や教育活動上の連携等について検討する。

(6) 生徒の心のケアの体制整備

予想される状況	対 応
・児童生徒や教職員が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念される。 ・多くの児童生徒の心のケアなどに対応するため、教職員の業務が過多となる。	・児童生徒等の心身の健康状態を把握する。 ・カウンセリング等が必要な場合、学校医、スクールカウンセラー等と連携する。 ・スクールカウンセラー等専門家の派遣について教育局（本庁関係課）へ依頼する。

第5章 火山噴火・飛行機による災害について

千歳市は、近郊の活火山として、樽前山、風不死岳、恵庭岳が存在します。なかでも樽前山は、現在も噴気活動を続けており、注意が必要です。

また、千歳市では、航空機事故が発生した場合に備えて、「航空機災害対策計画」を策定し、防災体制に努めています。

火山噴火や飛行機による災害が発生した場合「千歳市地域防災計画」により対応します。

「千歳市地域防災計画」

<https://www.city.chitose.lg.jp/kana/docs/98-7130-179-951.html>



I 危機発生時の対応(管理上の事故等)

1 不審者の侵入

第2章 管理上の事故等

1 不審者の侵入

A小学校に、2時間目終了直前、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声をあげながらいきなり殴りかかってきた。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- ・手近にある物(モップ、机、椅子、消火器、さすまた等)を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り一室に隔離する。

児童の安全確保

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号による緊急放送等で児童を避難させる。不審者の状況から避難が困難な場合は、教室で待機させる。
- ・学級担任等は、児童を掌握し、安全を確保しながら避難させる。
- ・負傷者の有無などを確認し、負傷の状況に応じて応急手当を行う。

関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。また、必要に応じて、救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

教育委員会(教育局)への報告

- ・警察等の関係機関への通報と同時に市町村教育委員会(教育局)に第1報を入れる。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、事件の経過、児童の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに市町村教育委員会(教育局)に報告する。

保護者への対応

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、速やかに事故の発生について伝える。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、児童が一人で下校することのないよう配慮する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策(未然防止策)のポイント

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

危機管理体制の確立

- ・不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示する。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2(危険等発生時対処要領の訓練の実施等)

【通知等】

- ・「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」
(平成24年6月7日付け教生字第185号
学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)
- ・「学校の安全管理の徹底に向けた取組について」
(平成24年7月20日付け教生字第297号
学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【参考資料等】

- ・登下校時の安全確保に関する取組事例集(平成18年1月 文部科学省)
- ・学校における防犯教室等実践事例集(平成18年3月 文部科学省)
- ・学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために(平成19年11月 文部科学省)

登下校時における事件(連れ去り等)の場合の留意点

- ・児童生徒の生命にかかわるため、学校独自に判断せず、警察との連携により慎重に対応する。
- ・日頃から、「声掛け事案」の対処法等について児童生徒や保護者等に啓発する。
- ・スクールガード等の協力を得るなど、登下校時における児童生徒の安全確保に努める。

2 外部の者による物品の盗難

第2章 管理上の事故等

2 外部の者による物品の盗難

A中学校で、朝7時頃、テニス部の生徒Bが練習のため、校舎内の部室に向かい、鍵を開けて入室すると、部室の窓ガラスが割られ、そこに置いてあった生徒の私物である数本のテニスラケットが紛失していた。Bは、すぐにテニス部の顧問に連絡した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・各学級又は全校集会等において、全生徒に不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の生徒に被害がないか、物品の盗難の現場を目撃していないかなどを確認する。

関係機関との連携

- ・管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- ・担任や部活動顧問が、被害を受けた生徒の保護者に連絡し、事故の概要や学校の取った措置を説明し、理解を求める。
- ・必要に応じて、担任や部活動顧問と共に管理職が各家庭を訪問する。
- ・状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・学年集会・全校集会等で事故の概要を伝え、部室の使い方などについて再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- ・担任や部活動顧問は生徒に対し、不要な私物を持ち帰ることや貴重品の自己管理等について指導をする。
- ・管轄の交番、駐在所及び警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。

未然防止策

- ・各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機械警備のセットを確実に行う。
- ・備品等の保管場所や保管方法に十分配慮する。
- ・地域の防犯協会などの関係機関やスクールガード等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や市町村教育委員会（教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）
- ・毒物及び劇物取締法第16条の2第1項、第2項（事故の際の措置）

【参考資料等】

- ・「理科薬品等の取扱いに関する手引（三訂版）」（平成23年10月 北海道教育委員会）

薬品の紛失・盗難の場合の留意点

- ・紛失した薬品が学校給食や水道水等に混入されるなど、生命にかかわるような事故になりかねないことを考え、速やかに対応することが必要となる。
- ・日ごろから、理科薬品等の管理責任者は、薬品受払簿等により薬品の使用状況を正確に把握するとともに、薬品棚・準備室等の施錠の徹底に努める必要がある。

3 外部の者による器物破損

第2章 管理上の事故等

3 外部の者による器物損壊

A中学校において、1時間目の前の教室移動の際に、1階の特別教室に行った生徒から、教室の窓ガラスが多数割れているとの連絡があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・管理職は、生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。
- ・各学級又は全校集会等において、全生徒に不審者による器物損壊があった事実を説明し、生徒に被害（盗難被害を含む）がないか、器物損壊の現場を目撃していないかなどを確認する。

関係機関との連携

- ・管理職は状況を判断し、警察へ速やかに届出するとともに、捜査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- ・状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・日頃から施設の管理状況を確認し、整備に努める。
- ・各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合には、機械警備のセットを確実にを行う。
- ・地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。
- ・校地内に容易に侵入されないよう、許可なく立ち入ることを禁じた看板を設置する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や市町村教育委員会（教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・民法第709条（不法行為による損害賠償）

器物損壊が児童生徒による場合

Q 故意に器物損壊を行った児童生徒の保護者に対し、弁償を求めることができるか。

A 原則的には可能である。

〔法令・判例〕

- ・不法行為によって与えた損害には、当然賠償の責任が発生し、児童生徒に責任能力がない場合は、保護者が賠償責任を負う。（民法第709条、第712条、第714条）
- ・児童生徒に責任能力がある場合でも、保護者が監督義務を怠っている場合、保護者に弁償を求めることができると考えられる。（最高裁昭和49年3月22日判決）

4 感染症の発生(結核)

第2章 管理上の事故等

4 感染症の発生(結核)

A高校の生徒Bは、10月上旬から咳や痰などのかぜ症状があり、市販薬を服用しながら通学していたが、12月に入り、倦怠感や発熱、体重減少等の症状が続くことから、医療機関を受診したところ、結核と診断された。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。

関係機関との連携

- ・学校医との連携の下に、所轄の保健所に通報し、対応について協議する。
- ・保健所が設置する「対策委員会」に加わるとともに、定期外健康診断が実施される場合は保健所に協力する。
- ・学校は結核と診断された生徒以外の生徒や教職員の定期健康診断結果等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。

教育委員会(教育局)への報告

- ・生徒に結核が発生した場合、又はその疑いがある場合には、市町村教育委員会(教育局)に速やかに報告し、対応策について、指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- ・保健所からの要請で、定期外健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・結核と診断された生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

その他

- ・結核と診断された生徒・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように、指導に努める。

2 今後の対応策(感染予防)のポイント

感染予防

- ・全ての生徒に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関への受診指導結果の把握等に努める。
- ・保健学習や保健指導において、結核に関する正しい知識や予防方法などの指導の充実に努め、生徒への予防教育の徹底を図る。
- ・家庭に対し、生徒の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、結核に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- ・地域における発生や流行状況等を把握する。
- ・教職員は、自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、結核が疑われる症状があった時には早期に受診をする。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第18条(保健所等との連携)、第19条(出席停止)、第20条(臨時休業)
- ・学校保健安全法施行令第5条(保健所と連絡すべき場合)、第6条(出席停止の指示)、第7条(出席停止の報告)
- ・学校保健安全法施行規則第18条(感染症の種類)、第19条(出席停止の期間の基準)、第20条(出席停止の報告事項)、第21条(感染症の予防に関する細目)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条(健康診断)

【通知等】

- ・「学校における結核の予防について」(平成11年9月16日付け教保第5008号 教育長通知)
- ・「学校における結核の予防と発生時の対応について」
(平成16年6月29日付け教保第3014号 生涯学習部スポーツ健康教育課長通知)
- ・「学校における結核の予防と発生時の対応について」
(平成19年4月3日付け教学健第19号 生涯学習部学校教育局学校安全・健康課長通知)

【参考資料等】

- ・学校において予防すべき伝染病の解説(平成11年3月 文部省)
- ・学校保健推進資料改訂版(平成14年3月 北海道教育委員会)
- ・定期健康診断における結核検診マニュアル(平成15年2月 日本学校保健会)
- ・学校における結核マニュアル(教師用参考資料)(平成16年3月 文部科学省)
- ・学校における結核対策マニュアル(平成24年3月 文部科学省)
- ・啓発教材 「かけがえのない自分 かけがえのない健康(中学生用)」「(平成20年8月 文部科学省)」、
「健康な生活を送るために(高校生用)」「(平成20年8月 文部科学省)」

5 学校給食による食中毒

第2章 管理上の事故等

5 学校給食による食中毒

A小学校では、授業中や休み時間に、複数の児童が嘔吐や下痢、発熱などの症状を訴え、早退した。その後、症状を訴えた児童の保護者から、「診察した医師によると、食中毒の疑いが考えられる。」との連絡を受けた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・欠席者や早退者などが全学年にわたる状況の時は、学校給食による食中毒の可能性を想定し、給食中止の判断を迅速に行うとともに、過去10日間の児童の欠席状況及びその理由、健康記録を把握する。また、近隣校の状況についても把握する。
- ・児童の健康状態や対応などについて、時系列に正確に記録する。
- ・学校医や保健所から、地域における感染症の発生状況について情報を得る。
- ・感染症の疑いも視野に入れ、発生前2週間内に食物を扱った実習や行事等について把握する。
- ・共同調理場の場合は、直ちに共同調理場に発生状況を連絡するとともに、単独校調理場の場合は、原因として想定される材料等（学校給食の保存食・原材料の廃棄禁止）の保存を栄養教諭等に指示する。

保護者への対応

- ・入院や欠席等をしている児童に対して、学級担任等が病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- ・症状のある児童の保護者に対して、児童を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。
- ・PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- ・すべての保護者に対して、保護者説明会等で状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識と二次感染予防について周知する文書を配布し、不安解消に努める。

児童及び保護者への対応

- ・全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行など、健康管理についての指導を行う。
- ・罹患した児童に対しては、不安解消に努め、心のケアが必要な児童にはカウンセリング等を行うとともに、いじめを受けることなどがないように配慮する。

関係機関との連携

- ・学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、有症者への処置の方法などについて指示を受け、対応する。
- ・保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・関係機関の原因究明に協力し、原因の除去、再発防止に努める。
- ・単独校調理場の場合、調理場（給食室）の作業内容や衛生管理等の状況を把握するとともに、衛生管理責任者（栄養教諭等）に衛生管理を徹底させる。

未然防止策

- ・栄養教諭や調理従事者等が衛生管理にかかわる知識等を身に付けるため、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図るよう促す。
- ・施設整備の状況を把握し、衛生管理上問題点があれば、教育委員会に報告するとともに、各学級に使い捨ての手袋を常備するなど、日ごろから衛生管理の徹底を図るとともに、二次感染の防止に努める。
- ・対策委員会の設置の必要性等について協議し、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって対応する体制づくりに努める。

3 関係法令等

【法令等】

- ・食品衛生法第58条、同法施行規則第72条（中毒の届出）
- ・学校保健安全法第13条2項（臨時の健康診断の実施）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）

【参考資料等】

- ・学校給食衛生管理基準の施行について
（平成21年4月1日付け21文科ス第6010号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・第3次改訂版学校給食衛生管理マニュアル（平成23年9月 北海道教育委員会）

6 学校給食への異物混入

第2章 管理上の事故等

6 学校給食への異物混入

A中学校において給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある生徒がパンの中に縫い針が入っていたと担任に報告した。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- ・担任は、生徒の負傷の有無を確認し、学級の生徒に対して、給食を食べないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。
- ・直ちに校内放送等により、生徒・教職員に対して給食を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。

状況の把握

- ・異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等）を保存する。
- ・パンの搬入に携わった者と搬入状況（時刻、場所、個数等）を確認する。
- ・衛生管理責任者（栄養教諭等）に、食品の検収の状況を確認するよう指示する。
- ・共同調理場の場合は、直ちに共同調理場に事故の概要を報告するとともに、今後の対応策について協議し、共通理解を図る。
- ・故意に混入させたことも考えられることから、来校者名簿等によって、来校者を確認する。
- ・生徒の健康状態や対応などについて正確に記録しておく。

保護者への対応

- ・保護者説明会等を設け、異物混入の概要や対応、予防策等について分かりやすく説明するとともに文書を配布し、不安解消に努める。

生徒への対応

- ・学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で給食用パンの使用を再開する。
- ・全校集会などを通じて、生徒に事故の概要と対応について丁寧に説明し、不安解消に努める。

関係機関との連携

- ・警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。
- ・混入した物によっては、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。また、翌日以降の給食の中止や献立変更について対応策を協議する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・学校給食の安全管理のための担当者を明確にするとともに、食品の検収を確実に実施し、配膳室等に食品を保管する際の留意事項（保管場所、温度、出入り口の施錠等）を徹底するなど、管理体制を整える。
- ・安全確保のため、生徒への指導を徹底する。（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）、第29条2項、第29条3項
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）、第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）

【参考資料等】

- ・「学校給食衛生管理基準の実施について」
（平成21年4月1日付け 21文科第6010号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・第3次改訂版学校給食衛生管理マニュアル（平成23年9月 北海道教育委員会）

7 食物アレルギー

第2章 管理上の事故等

7 食物アレルギー

A小学校で給食指導中、児童Bが、全身にじん麻疹ができ、腹痛を感じると担任に訴えてきた。担任が様子を見ている間にBはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。Bは食物アレルギーをもつ児童であり、ショック症状を呈していると思われる。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・担任は、当該児童の状況を確認して、養護教諭に連絡し、応急手当をするとともに、直ちに管理職に報告する。
- ・救急車を要請して教職員が同乗し、医療機関へ搬送する。

児童への対応

- ・まず適切な場所に足を顔より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。
- ・意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生等の措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。
- ・アドレナリン自己注射薬「エピペン®」（商品名）を携行している場合には、できるだけ早期に注射することが効果的である。

保護者への対応

- ・保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職、学級担任等が病院に向かい、保護者に事故の詳細を説明する。

関係機関との連携

- ・学校医及び主治医に連絡し、必要な指示を受け、対応する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・学級担任、養護教諭、栄養教諭等から情報を集め、事故に至った経緯や行った対応策を整理する。
- ・関係機関の協力を得ながら、原因や学校の対応等を分析し、校内体制の見直しや研修の実施など、再発防止策を講じる。

未然防止策

- ・食物アレルギーの有無、原因となる食物、運動との関連の有無、給食の対応、薬の携帯、課外活動の留意点等、児童の実態について保護者から正確な情報を得る。なお、食物アレルギーの有無等については、医師の診断に基づくものであることを確認しておくことが大切であり、保護者に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」またはそれに準ずるものの提出を依頼をする。
- ・保護者の同意を得た上で、児童のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、校長、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、栄養教諭等が食物アレルギーの対応について協議し、個別の対応策を明確にする。
- ・当該児童に食物アレルギーの対応食を提供する場合は、対応食を一般献立の給食と取り違えることがないように注意して管理する。
- ・新規発症の原因となりやすい食物（ピーナツ、種実、木の実類やキウイフルーツなど）を給食で提供する際の危機意識の共有や発症に備えた十分な体制整備を行う。
- ・教職員が研修等を通じて、食物アレルギーやアナフィラキシー、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、応急手当等について知識や技能を習得する。
- ・アナフィラキシーが発生した場合の対応について、校内体制等（症状の確認、応急手当、緊急連絡先の確認等）を定め、教職員間で共有する。
- ・各種通信（学校だより、給食だより等）を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーに関する情報を提供する。

3 関係法令等

【参考資料等】

- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
（平成20年3月 財団法人日本学校保健会）
- ・食に関する指導の手引 第一次改訂版
（平成22年3月 文部科学省）

アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。

原因のほとんどは食物だが、昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）、運動などでも起きることがある。

8 飲料水の事故

第2章 管理上の事故等

8 飲料水の事故

A高校で、多くの生徒から飲料水に異臭があるとの訴えがあった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・汚染の訴えがあった場合、飲料水を確認し、汚染の疑いがある場合は、直ちに水道水の使用を中止するとともに、全教職員・生徒等に周知する。
- ・体調不良を訴える生徒等がいる場合は、養護教諭に連絡し、保健室で応急手当をした後、必要に応じて救急車の出動を要請し、教職員が同乗して医療機関へ搬送する。

関係機関との連携

- ・水道事業者、検査機関、学校薬剤師と連携し、速やかに水質検査（臨時）を実施する。

保護者への対応

- ・体調不良を訴え、応急手当や医療機関での診察を受けた生徒の保護者に対して、状況を説明するとともに、帰宅後の当該生徒の体調確認と再び体調不良となった場合の速やかな医療機関での受診、当該生徒の状況の学校への連絡を依頼する。
- ・水道水の使用を中止した場合は、保護者に対し水道水に異常が発生したこと及び学校の対応について文書等で周知する。
- ・検査結果についても、文書等で周知し理解を得るよう努める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・保健所等の関係機関による水質検査（臨時）の結果を基に原因の特定に努め、原因が学校管理下の施設設備の不備にある場合は、速やかに市町村教育委員会（教育局）に改善の措置を講ずるよう求める。
- ・原因が市町村等の水道事業者から学校施設までの経路の途中の問題にある場合は、速やかに関係機関と連携して対策を検討し、市町村の水道事業者等に改善の措置を講ずるよう求める。

未然防止策

- ・飲料水の管理に当たり、受水槽・高置水槽を設置している場合は、汚水の混入や細菌の増殖によって汚染される可能性を想定し、遊離残留塩素や外観・臭気・味等の日常点検を着実に実施する。
- ・教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味などについて関心をもたせ、万一異常を感じたときは、直ちに連絡するよう指導の徹底を図る。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法（第26条～30条）

【通知等】

- ・「学校環境衛生の基準の施行について」
（平成21年4月1日付け21文科第6013号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）

【参考資料等】

- ・学校環境衛生管理マニュアル（平成22年3月 文部科学省）

飲料水の管理

多くの学校は水道事業者から飲料水の供給を受けており、学校内の水道施設・設備を含め、飲料水の管理は学校が行うものである。

9 自動販売機の事故(異物混入・内容変質・賞味期限切れ等)

第2章 管理上の事故等

9 自動販売機の事故(異物混入・内容変質・賞味期限切れ等)

A高校で、生徒Bが、学校に設置している自動販売機で購入した紙パック入りコーヒー飲料を飲んだところ、酸っぱく油っぽい感じがした。その後、Bは激しく嘔吐した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は、当該生徒の状況を確認して、養護教諭に連絡し、応急手当をするとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・直ちに救急車を要請して教職員が同乗し、医療機関へ搬送する。
- ・同じ自動販売機で商品を購入した他の生徒を確認するとともに、校内放送等を利用し、商品を口にしないよう伝える。すでに口にしていた生徒等があった場合は、身体の状態を担任等が把握する。
- ・自動販売機による商品の販売を中止するとともに、張り紙や校内放送等を利用して、販売の中止を伝える。
- ・当該生徒が飲んでいた紙パック入りのコーヒー飲料について、中身がこぼれないように封をし、ビニール袋などに入れて一時保管する。(低温での保存が必要な場合は冷蔵庫などに入れる。)
- ・自動販売機設置業者へ連絡するとともに、自動販売機や商品の管理状況を聴取する。

保護者への対応

- ・生徒Bの保護者に、症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・保護者からの相談等に対して、誠意を持って対応する。
- ・他に同様の症状を訴える生徒がいた場合には、当該生徒の保護者へ連絡する。

関係機関との連携

- ・保健所に詳細を連絡し、以後の対応について相談する。
- ・異物混入、内容物の変質等が外部からの作為によることが考えられる場合には警察へ連絡する。

教育委員会(教育局)への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会(教育局)へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策(未然防止策)のポイント

再発防止策

- ・自動販売機設置業者に自動販売機内の製品の管理の回数を増やすなど管理徹底を要請する。

未然防止策

- ・自動販売機で購入した製品に外観上異常のあるもの、封切りされた形跡のあるものは、口にせず、教職員に連絡するよう生徒に指導する。
- ・缶飲料等の加温販売はできるだけ避け、加温販売する場合は自動販売機設置業者に適切な保管温度の維持等、より一層の商品管理を図らせる。

10 地震

第2章 管理上の事故等

10 地震

3時間目の授業中に地震が発生し、A小学校では震度6強の激しい揺れに襲われた。

1 発生時の対応ポイント

初期対応（安全確保・状況把握）

- ・児童に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示する。
- ・身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、座布団や鞆、本などで頭を保護し、低い姿勢をとらせる。
- ・避難口を確保するため、出入り口を開放する。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

二次対応（状況把握、避難指示・誘導）

- ・管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や津波警報の発令の有無等を把握し、負傷者の救護や避難方法を決定する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・授業担当教諭は、児童の負傷の有無や程度、避難時の安全性（教室等及び周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等）を確認するとともに、児童の不安を増大させないようその場にとどまる。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、分担して各教室に急行し、授業担当教諭から児童の状況を聞き取るとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などを確認し、管理職に報告する。また、必要な場合は、授業担当教諭や養護教諭と連携し負傷者の応急手当に当たる。
- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当教諭は、指示に従い、児童の避難を開始する。その際、「走らない」、「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導する。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、ハンドマイク等を用いて伝えるなど、確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

避難場所での対応

- ・授業担当教諭又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

事後対応

- ・警察、消防署などの関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した児童がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・児童を下校させる場合は、状況に応じて保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。

2 防災対策のポイント

体制整備と備蓄

- ・校外活動などにおいて被災することも想定し、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者へ周知するとともに、引率者が携帯ラジオを持ち、情報を得られるように準備する。
- ・避難所の開設について、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と連携を図り、あらかじめ開設の手順と役割を明確にしておく。

避難所協力

- ・避難所運営は本来的には市町村の防災担当部局が責任を有するものだが、災害規模が大きな場合など状況によっては、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担うことが考えられる。そのため、学校が避難所となる場合には、各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要である。
- ・また、児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要がある。

安全教育の徹底

- ・学校のエデュケーショナルアクティビティ全体を通じて、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ・防災の専門家を招へいた講演会や、関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行うなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。
- ・関係機関と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、AEDの使用法など緊急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

安全管理の徹底

- ・避難訓練を通して防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。
- ・大規模な地震の後は電話が通じないことが多いため、電子メールなどの代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化するなど情報発信手段をあらかじめ準備しておく。
- ・地震発生後の児童の保護者への引き渡しの手順を明確にし、その内容を保護者に説明し理解を得る。
- ・学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議の上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等についてあらかじめ定めておく。

連絡・通信手段の複線化

- ・大規模な地震や津波災害が起こった際には、通信機器の被災や回線の混雑により、保護者と連絡を取ることが難しい状況が考えられる。
- ・電話回線に比べインターネットは比較的災害に強いといわれており、電子メールやホームページなど、電話以外の通信手段、情報発信手段を準備し、保護者へ周知を図るなど、緊急時の連絡・通信手段の複線化を図る取組を工夫することが大切である。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- ・「自然災害の発生を想定した避難訓練等の実施について」
（平成23年6月9日付け教生学第167号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・防災教育啓発資料「学んDE防災」（地震編）（平成23年11月 北海道教育委員会）
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月 文部科学省）

11 津波

第2章 管理上の事故等

11 津波

震度6強の地震が発生し、津波警報（大津波）が発表された。

1 発生時の対応ポイント

安全確保・状況把握

- ・地震の揺れが収まった後、迅速にテレビやラジオ、インターネット等により、津波に関する情報を収集する。
- ・管理職は、津波に関する注意報・警報などの正しい情報をもとに、避難場所、避難経路を決定し、避難の指示を出す。

避難指示・誘導

※避難指示、誘導については地震の内容と同じ。

- ・避難に当たっては、素早くて確な対応が求められることから、児童生徒を見失わないようなバランスのよい教員の配置、遅れた児童生徒等への対応を工夫する。
- ・津波発生時には、大地震による道路や施設の破損、液状化による被害の状況、到達する津波の高さなどの情報に基づいて避難経路や避難場所を変更するなど、最も安全と思われる行動を選択する。

2 防災対策のポイント

体制整備と備蓄

- ・津波警報の内容に応じて、二次避難の判断・指示を素早く行うことができるように、チェックシートやフローチャートなどの形でその手順を明確にしておく。
- ・校外活動などにおいて被災することも想定し、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者へ周知するとともに、引率者が携帯ラジオを持ち、情報を得られるように準備する。
- ・津波による被害が想定される学校では、災害時の備蓄物資が海水などで濡れて使えなくなることがないように、災害時に必要なものはあらかじめ高層階に備蓄するなど保管場所を工夫する。
- ・避難所の開設について、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と連携を図り、あらかじめ開設の手順と役割を明確にしておく。

安全教育の徹底

- ・学校の教育活動全体を通じて、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ・特に、津波については、津波の到来よりも早く高い所に避難するという「津波てんでんこ」の言い伝えに基づいた、徹底した津波防災教育により、児童生徒等自らが判断し、さらに安全な場所に自主的に避難して危険を回避した例もあり、避難の原則として、想定にとられないこと、最善を尽くすこと、率先して避難することについて、じっくり指導する。

臨機応変な判断と避難

- ・東日本大震災では、津波を避けるために逃げた高台にも津波が迫り、さらに高いところに避難したというケースや、避難した場所で生徒が崖崩れを発見し、別な避難場所に移動するというケースがあった。実際の災害場面では、防災マニュアルの内容に留まらず、その時々で状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択することが大切である。

安全確保に役立つ物資等の例

〈頭部を保護するもの〉

- ・防災ずきん
- ・ヘルメット

〈停電時に役立つもの〉

- ・ハンドマイク
- ・ホイッスル
- ・懐中電灯、電池式ランタン

〈救助・避難に役立つもの〉

- ・ボール
- ・ジャッキ

〈情報を得るのに役立つもの〉

- ・携帯ラジオ、携帯電話

津波てんでんこ

- ・古くから津波に襲われてきた三陸地方には、「津波てんでんこ」という言い伝えがある。
- ・この言い伝えには、「津波が来たら、各自てんでんばらばらに高台へ逃げて自分の命を守る」という意味があり、こうした祖先からの言い伝えが今も語り継がれている。

避難3原則

（群馬大学 片田敏孝教授）

- 1 「想定にとらわれるな」
 - ・相手は自然であり、人間の想定を超える事態があり得ること
- 2 「最善を尽くせ」
 - ・そのときの状況から判断し、最善の行動を取ること
- 3 「率先避難者たれ」
 - ・率先避難することで、他も避難し、その結果多くの人命が救われること

安全管理の徹底

- ・避難訓練の実施に当たっては、避難場所までの避難が完了するまでの時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、避難場所や経路、方法が適切かどうか検証する。
- ・津波の発生が予想される地域においては、地震の規模による被災状況を考慮し、複数の避難経路や避難場所を準備する。
- ・災害時に電話が通じないことを想定し、電子メールなどの代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化するなど情報発信手段をあらかじめ準備しておく。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- ・「自然災害の発生を想定した避難訓練等の実施について」
（平成23年6月9日付け教生学第167号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・防災教育啓発資料「学んDE防災」（津波編）（平成23年11月 北海道教育委員会）
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月 文部科学省）

12 火山噴火

第2章 管理上の事故等

12 火山噴火

近隣の火山が噴火し、大量の降灰と火砕流の危険性が高まり、避難指示が発表された。

1 発生時の対応ポイント

安全確保

- ・噴出物から生命・身体を守るために、ヘルメット、座布団、鞆などで頭を保護させる。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気具のコンセントを抜く。

状況把握

- ・授業担当教諭は、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況、噴出物の危険性等）を確認するとともに、児童の不安を増大させないようその場にとどまる。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、分担して各教室に急行し、授業担当教諭から児童の状況を聞き取るとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などを確認し、管理職に報告する。
- ・管理職は、状況を正確に把握し、避難方法等を決定するとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況の有無等を把握する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。

避難指示・誘導

- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当教諭は、指示に従い、児童の避難を開始する。その際、「走らない」、「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導する。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

事後対応

- ・万が一負傷した児童がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・児童を下校させる場合は、状況に応じて保護者と連絡が取れるまで避難所に待機させる。
- ・避難場所では、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて正しい情報を収集する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

安全教育の徹底

- ・安全教育の指導計画を見直し、学校の教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- ・防災の専門家を招へいした講演会や、関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行うなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・関係機関と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、AEDの使用方法など応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

安全管理の徹底

- ・避難訓練を通して防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- ・「学校における防災教育教材等にかかわる情報について」（平成19年9月21日付け教学健第834号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・「自然災害の発生を想定した避難訓練等の実施について」（平成23年6月9日付け教生字第167号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

火山噴火の場合の留意点

- ・火山情報に注意し、常に最新情報を収集する。
 - ・避難勧告が出た場合は、児童生徒を指定された避難場所へ安全に誘導する。
 - ・学校が避難場所になった場合の対応について、市町村の防災担当とあらかじめ協議しておく。
- 災害発生時の「声の伝言板」
【災害伝言ダイヤル 171】
- ・地震や火山の噴火等による災害が発生し、電話がつながりにくい状況になった場合、安否確認の伝言を録音できるサービス

13 台風、暴風雪(雪害)

第2章 管理上の事故等

13 台風、暴風雪(雪害)

A中学校のある地域では、台風の影響で昼前から徐々に風雨が強まり、午後に入って予想以上の風と集中豪雨になった。学校の周囲では至る所で街路樹が倒れ、道路の一部が冠水している。

1 発生時の対応ポイント

状況把握(初期対応)

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告等の正確な情報収集を行う。
- ・学校内外の安全状況を確認し、危険な状況が予測される場合には、カーテンを窓にはさんだり、窓から離れたりして、窓ガラスの破損に備えるなど、生徒の安全確保に努めるよう全教職員に指示する。状況に応じて体育館などの安全な場所に避難させる。
- ・学校周辺の状況を把握するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、生徒の通学経路の状況の把握に努める。
- ・必要に応じ近隣校と情報交換を行う。
- ・始業前に生徒の安全が確保できないことが明らかな場合は、臨時休業等の措置を講ずる。

下校・待機の判断

- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、生徒を各地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。

教育委員会(教育局)への報告

- ・事故が発生した場合は、その概要について、速やかに市町村教育委員会(教育局)へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 防災対策のポイント

事前の対応策

- ・日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制を整備しておく。
- ・校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。
- ・日頃から、教職員が分担して通学路等を巡回し、河川・用水路・側溝・水田、崖、坂道などの危険箇所の状況を把握するとともに、必要に応じ教育委員会を通じて市町村の土木課等へ通報し、安全確保の措置を講ずるよう要望する。
- ・災害発生時に迅速に対応できるよう情報の収集手段(テレビ、ラジオ、インターネット等)や問い合わせ先を確認しておく。

安全教育の徹底

- ・災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ・防災の専門家を招へいした講演会や、関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行うなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・集団下校や保護者引き渡し訓練、連絡網のシミュレーションの実施など、生徒や保護者が緊急時における安全について理解し、安全な行動を取ることができる指導を充実させる。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等)、第28条(学校環境の安全の確保)
- ・災害対策基本法第46条(災害予防及びその実施責任)、第47条(防災に関する組織の整備義務)、第48条(防災訓練義務)

【通知等】

- ・「台風期における防災体制強化について」
(平成17年9月5日 企画総務部学校施設課長・生涯学習部スポーツ健康教育課長通知)
- ・「今冬の大雪における通学路等の安全確保の徹底について」
(平成18年1月24日 生涯学習部スポーツ健康教育課長通知)
- ・「学校における防災教育教材等にかかわる情報について」
(平成19年9月21日 学校教育局学校安全・健康課長通知)

【参考資料等】

- ・防災教育啓発資料「学んDE防災」(風水害編)(平成23年11月 北海道教育委員会)

雪害の場合の留意点

- ・暴風雪時の緊急下校を考慮し、日頃から通学時の服装等、児童生徒の防寒対策に留意する。

落雷の場合の留意点

- ・雨が降っていなくても落雷の可能性があるので、天候の急変に留意する。
- ・落雷発生時に校外やグラウンドで活動していた場合、速やかに屋内へ避難する。

＜自然災害への対応＞

第2章 管理上の事故等

＜自然災害への対応＞

1 児童生徒の保護者への引き渡し

災害の規模や被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要がある。被災時には保護者と連絡が取れなくなることが考えられることから、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要である。

(1) 引き渡しの判断

- ・引き渡しの判断については、学校が引き渡しのルールを決めて、保護者に周知する必要がある。
- ・津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しては災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要である。
- ・校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要である。

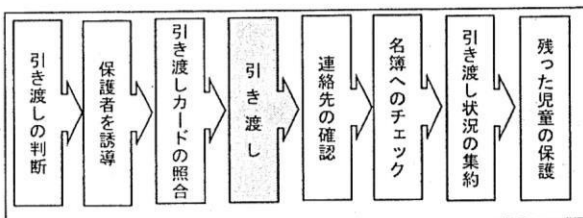
引き渡しのルール（例）

震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒を学校で保護しておく。
震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

(2) 引き渡しの手順の明確化

- ・引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

校内における引き渡しの手順（小学校の例）



緊急時引き渡しカード（小学校の例）					
(児童名)		(きょうだい)			
年 組		年 組			
順位	引き取り者氏名	連絡先(電話、住所)	児童との関係	チェック欄	
1	保護者	電話 [- -] 携帯 [- -] 住所 [- -]			
2					
3					

震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は、児童を学校に待機させますか。待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。

2 学校再開への対応

災害時における教職員の役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況等に応じ、休校、短縮授業等の応急教育を実施することを定めるなど、学校再開のための手順をあらかじめ決めておくことが必要である。

(1) 児童生徒の安否確認等

- ・児童生徒及び家族の安否、住居の被害状況、避難先、連絡方法、健康状態、登校の可否（できない理由）、教科書等学用品の被害状況を確認し一覧表に整理する。
- ・電話等の連絡のみに頼らず、分担を定め地域ごとの実情の把握に努め、家庭訪問や避難所訪問を行い、情報収集する。
- ・掲示等の方法により主要施設や避難場所等において、情報提供を依頼する。

(2) 教職員の安否確認

- ・教職員及び家族の安否、避難先、連絡方法、健康状態、家族の状況、住居の被害状況、出勤の可否（出勤できない理由）を確認をする。

(3) 施設設備の被害状況の把握・復旧

- ・校舎の被害状況、整備・補修必要箇所を集約する。
- ・危険箇所等の立入禁止区域を表示する。
- ・電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況及び復旧目途を把握する。
- ・教室等の確保（応急補修工事、他施設の借用、仮設教室の建設）について教育委員会に要請する。

(4) 通学路の被害状況、交通機関の運行状況・復旧予定の把握

(5) 教科書等学用品の不足状況の確認

(6) 応急教育計画の作成

- ・授業形態、学級編制を決定する。
- ・教職員の配置、教職員の不足に対する授業対応を検討する。
- ・教職員の確保について教育委員会に要請する。

(7) 心のケア

- ・児童生徒の心身の健康状態を把握する。
- ・カウンセリング等が必要な場合、学校医、スクールカウンセラー等と連携する。

事業継続計画（BCP）の作成

- ・企業では、「非常時優先業務」として、災害時の際に緊急に実施すべき「応急業務」と「優先度の高い通常業務」を定めることで、限られた人員の中で企業活動のダメージを最小限に抑え、事業を早期復旧することを目的とした計画（BCP）を策定する取組が進んでいる。
- ・学校においても児童生徒の安全確保を行うとともに、円滑な学校再開のため、「応急業務」や「優先度の高い通常業務」の選定やその手順を検討し、定めておくことが重要である。
- ・なお、本手引に掲載している「発生時の対応ポイント」や「学校再開への対応」等は、BCPにおける「応急業務」に該当しており、個々の業務の優先順位や着手時期などについて検討し、「応急業務」を学校の防災マニュアルに定めておく必要がある。

14 火災

第2章 管理上の事故等

14 火災

A高校で、授業中に1階ボイラー室から火災が発生した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・火災発生時に授業を担当していない教職員は、火災発生場所を確認し、管理職（防火管理者）に報告するとともに、可能であれば、初期消火を行う。
- ・管理職は、消防署に通報するとともに、最も安全な避難経路及び避難場所を決定する。
- ・授業担当教諭は、教室の窓を閉めるとともに、生徒の動揺を抑え、避難の準備をする。

避難指示・誘導

- ・避難誘導を担当する教職員は、火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送等で指示する。
- ・授業担当教諭は生徒を落ち着かせ、指示に基づき整然と避難させる。避難の際は、身を低くし、ハンカチを口に当てて避難するよう指示する。
- ・火災発生時に授業を担当していない教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行うとともに、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。また、特別な配慮を必要とする生徒の避難をサポートする。
- ・重要書類等を搬出する。

避難場所での対応

- ・授業担当教諭又は担任は、名簿により人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じ、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

事後対応

- ・消防署や警察等関係機関の現場検証などの対応は、管理職に窓口を一本化し、他の教職員は管理職の指示があるまで待機する。
- ・負傷した生徒がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・今後の対応（下校等の措置）について、連絡網等により保護者に連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

防災体制の確立

- ・日頃から、防火管理者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行い、全教職員が消火器の所在やその使い方を熟知しておく。
- ・避難経路の指示、出入り口の安全確保を行う。
- ・通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出、救護などの役割分担を適切に行い、実効性のある防災体制を確立する。
- ・学校付近からの出火に際しても、生徒を安全に避難させるなど、速やかに対応できるようにする。

実践的避難訓練の実施

- ・様々な時間帯、出火場所を想定した避難訓練を実施する。
- ・特別な配慮を必要とする生徒や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- ・消防法第8条（防火管理者）、第17条（消防用設備等設置義務）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

始業前や放課後における火災発生時の留意点

- ・校舎内にいるすべての人の安全な場所への避難を最優先に進める。
- ・校舎内を詳しく点検し、児童生徒及び教職員、来校者が校舎内に残っていないか確認する。
- ・避難後は、各家庭に連絡し、全児童生徒の安否を知らせる。

15 施設・設備の老朽化・整備不良等による事故

第2章 管理上の事故等

15 施設・設備の老朽化・整備不良等による事故

A小学校で昼休み中に、屋外運動場の鉄棒で複数の児童が遊んでいたところ、鉄棒の支柱が折れて落下した。児童からの連絡で教職員と養護教諭が駆けつけた。負傷した児童や、泣いている児童がいた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・教職員は、児童の負傷の状況を確認し、必要により応急手当を行うとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・負傷の状況により、救急車を要請して、教職員が同乗し、医療機関へ搬送する。
- ・児童の動揺を鎮め、他の場所へ移動させる。
- ・鉄棒を使用禁止にし、現場付近の立ち入りを禁止する。
- ・事故を目撃した児童に、動揺を鎮めながら可能な範囲で事故の状況を聞き、収集した情報を速やかに管理職に報告する。
- ・負傷した児童や他の児童に対し、面接や家庭訪問の実施により心のケアを継続的に行う。

保護者への対応

- ・負傷した児童の保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・軽傷の場合であっても、保護者に対して速やかに医療機関で受診するよう依頼する。
- ・事故の状況、負傷の程度に応じて、保護者に対する説明会を開き、事故原因や対応の経過、再発防止に向けた学校の取組などを説明し、理解を求める。

関係機関との連携

- ・医療機関と連携し児童の負傷の状況等を把握する。
- ・警察に報告し、事故の概要、負傷した児童への対応状況等を説明し、事故の調査検証等に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応（未然防止策）のポイント

施設・設備の安全点検

- ・日頃から教職員の安全管理意識を高め、運動場設備等の点検・管理体制を整備する。（定期点検・月例点検・日常点検・臨時点検等）
- ・点検結果については全教職員が共有し、危険性がある場合は児童に周知するとともに、危険防止のための指導を行う。
- ・使用が不可能な運動場設備等については立ち入りや使用を禁止するとともに、速やかに市町村教育委員会（教育局）に改善の措置を講ずるよう要望する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）
- ・学校保健安全法施行規則第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）
- ・学校教育法施行規則第1条第2項（教育上適切な環境）

16 シックハウス症候群

第2章 管理上の事故等

16 シックハウス症候群

A中学校において、生徒や教職員から「頭痛がする」、「目が痛い」、「のどが痛い」等の訴えがあった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・校舎等の新築、改築、新たに備品等を設置した際に、それらから化学物質が放散されていることも考えられるため、生徒等からの訴えを管理職に報告するとともに、当該の生徒や教職員から十分な聞き取りを行う。
- ・症状を訴えた生徒の家庭環境（自宅の新築・改築など）に原因があることも考えられるので、状況に応じて保護者からの聞き取りを行う。
- ・当該生徒については、学級担任、養護教諭、保護者と相談し、必要に応じ専門医を受診させる。
- ・生徒等から聞き取った情報を基に、場所の特定に努め、当該教室等の換気を励行する。
- ・明らかに異臭、刺激臭がする場合は、当該教室等の使用中止について検討する。
- ・当該生徒だけでなく、全生徒の健康観察を継続的に行う。

関係機関との連携

- ・学校薬剤師、検査機関と連携し、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を実施する。

保護者への対応

- ・教室の一時使用中止、学校環境衛生検査（臨時）の実施など、学校の対応について文書等で周知する。
- ・検査結果についても、文書等で周知し理解を得るよう努める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・学校薬剤師と連携して学校環境衛生検査（臨時）を実施し、検査の結果、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、当該教室の使用を中止し換気を励行する。
- ・学校薬剤師や市町村教育委員会（教育局）と連携し、ホルムアルデヒドを検知する市販品を活用するなどして、発生源の特定に努め、汚染物質の発生を低くするための適切な方策を検討する。

未然防止策

- ・全教職員の共通認識のもとで、日常的に換気を行う。特に、ワックス掛けを行う場合は、室内空気を汚染する化学物質の放散がない、または少ないワックスを選定する。
- ・パソコン、机・椅子などの備品を大量に更新した場合は、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第6条（学校環境衛生基準）
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）

【通知等】

- ・「教室等における『学校環境衛生基準』に基づく空気環境の確保の徹底について」（平成17年7月14日付け スポーツ健康教育課学校保健グループ主幹事務連絡）
- ・「学校環境衛生基準の施行について」（平成21年4月1日付け21文科ス第6013号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・「学校環境衛生の確保の徹底について」（平成22年7月8日付け教健体第335号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- ・「健康的な学習環境を確保するために 一有害な化学物質の室内濃度低減に向けて一」（平成18年6月 文部科学省）
- ・「学校環境衛生管理マニュアル」（平成22年3月 文部科学省）

17 修学旅行中の交通障害

第2章 管理上の事故等

17 修学旅行中の交通障害

A中学校の3年生は、校長を修学旅行団の引率責任者（団長）として、3泊4日の修学旅行に出かけた。4日目に帰路の列車に乗車するため駅に到着したところ、乗車予定の列車が、大雨の影響による運転見合わせで、発車時刻が大幅に遅延した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・修学旅行団の引率責任者（校長等）は、鉄道会社の職員から正確な情報の収集を行い、生徒の安全確保と当面の対応を引率教職員に指示する。
- ・学校（管理職）に状況を連絡し、その後も状況の変化に応じ適宜連絡する。
- ・引率教職員は、生徒の人員点呼・掌握を行うとともに、状況を説明し、生徒を落ち着かせる。
- ・引率責任者を中心に、気象情報や運行再開の見通し等を確かめるとともに、状況に応じ、旅行取扱業者との連携により代替輸送のバスや宿泊場所、食事等を確保する。
- ・生徒に対し、日程変更に伴う行動について、周知を図る。

保護者への対応

- ・修学旅行団との連絡を行う窓口を学校に残った管理職に一本化するとともに、保護者に対して、状況や今後の対応等について説明する。
- ・対応等が決まり次第、帰路の交通手段や到着時刻、解散場所などについて保護者に連絡する。
- ・修学旅行団帰着後、保護者説明会等の実施や文書を配布するなどして、事故の概要等について説明し、理解を求める。
- ・必要に応じて、追加の交通費や宿泊費等について説明を行う。

関係機関との連携

- ・旅行取扱業者と協力しながら関係機関から正確な情報を収集する。

教育委員会への報告

- ・状況を速やかに市町村教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・無理のない、綿密な計画を立てるとともに、詳しく事前の調査を行う。
- ・修学旅行中に想定される危険箇所・事故等について、引率教職員で確認を行う。
- ・生徒に対して、修学旅行の行程を説明するとともに、事故防止についての指導を行う。また、日頃から事故や災害発生時の対応について指導するなど、安全意識を高めておく。
- ・修学旅行等における緊急事態発生時の教職員の体制を確認するとともに、引率教職員の役割を明確にする。
- ・保護者等からの問合せの殺到などにより、学校の電話が使用できなくなった場合を想定し、携帯電話や電子メール等の非常用の通信手段を確保しておく。
- ・気象情報や交通情報の収集方法を確認するとともに、事前に最寄の駅や関係機関等と十分連携をとり、事故発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」（昭和43年10月2日付け文初中第450号 文部省初等中等教育局長通達）
- ・「修学旅行における安全確保の徹底について」（昭和63年3月31日付け文初高第139号 文部事務次官通達）

代替輸送のバス使用の場合の留意点

現地の風雨が小康状態となっても土砂災害等二次災害の危険があるため、帰路の地域の防災機関等からの情報を踏まえ、JRや旅行業者等と共に代替バスの使用を検討する。

18 入学者選抜への遅刻

第2章 管理上の事故等

18 入学者選抜への遅刻（学力検査会場へ向かう交通機関の事故による遅刻）

生徒がA高校受検のため、学力検査当日の朝に乗車した列車が、前列車の踏切事故により、途中で運行停止となった。生徒は最寄りの駅から、運行停止の状況をB中学校及び保護者に連絡した。A高校及びB中学校は、駅職員からの連絡により、列車運休の状況と当該生徒が学力検査に遅刻する恐れがあることを知った。

1 発生時の対応ポイント（中学校の対応）

状況の把握

- ・駅職員から連絡を受けた場合、中学校は、生徒の状況の把握及び代替輸送の方法等を確認するとともに、生徒が適切な方法で受検会場に向かえるよう指示を依頼する。
- ・生徒からの連絡を受けた場合、生徒に駅職員の指示を踏まえ、落ち着いて受検会場に向かうことを指示するとともに、保護者及び高校に生徒の状況を連絡する。
- ・連絡を受けた教職員は、速やかに管理職に報告するとともに、関係高校に連絡する。
- ・管理職は、必要に応じて、駅に教職員を向かわせ生徒の状況の把握に努める。

高校への連絡

- ・中学校は、把握している生徒の状況などについて、高校へ第1報を入れる。詳細が分かり次第、適宜連絡報告する。
- ・生徒の高校への到着と対応の状況の報告を依頼する。

保護者への対応

- ・中学校から保護者に対して、代替輸送の実施や高校への連絡が完了していること、高校の対応予定等を伝え、不安の解消に努める。
- ・生徒の高校への到着状況や高校における対応状況などの詳細が分かり次第、保護者に再度連絡する。

教育委員会への報告

- ・中学校は、事故の概要や生徒の状況などについて、市町村教育委員会へ第1報を入れ、必要に応じて指示を受ける。詳細が分かり次第、適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 発生時の対応ポイント（高校の対応）

状況の把握

- ・駅職員から連絡を受けた高校の教職員は、生徒の状況の把握及び代替輸送の方法等を確認する。
- ・生徒の遅刻の状況を把握する。

教育局への報告・協議

- ・高校から教育局へ第1報を入れ、当該生徒の遅刻の状況対応等について報告する。
- ・別室受検の必要性等、対応策を検討し、教育局高等学校教育指導班（必要に応じて高校教育課と直接行う場合もある）と協議する。
- ・生徒が受検会場に到着した後、生徒の状況及び高校における対応状況を教育局に報告する。
- ・生徒の到着状況により、支障のない限り学力検査を受検させる。

中学校への連絡

- ・当該生徒到着後、校長から直ちに中学校の校長に生徒の状況を連絡し、保護者への連絡等を依頼する。
- ・学力検査における特別な措置等の対応について、中学校に説明する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「平成25年度公立高等学校入学者選抜等における危機管理について」
（平成24年12月25日付け教高第1534号 学校教育局高校教育課長通知）

19 大学入試センター試験における雪害等の対応

第2章 管理上の事故等

19 大学入試センター試験における雪害等の対応

大学入試センター試験当日、A町では、前夜からの降雪量が80cmを超え、国道の一部が不通になった。そのため、路線バスが運休し、B市で受験する予定の生徒が会場に移動できなくなった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・教職員は当該生徒の状況及び他の全ての受験生の状況を把握する。
- ・交通障害の状況やその回復の見込み、天候の状況などの把握に努める。
- ・教職員は情報を集約・整理し、管理職に報告する。

生徒への指導

- ・代替手段がない場合、直ちに当該受験会場に連絡し、状況を詳しく説明するとともに、今後の対応について指示を受けるよう指導する。
- ・当該受験会場からの指示内容を高校及び保護者に連絡するよう指導する。

保護者への対応

- ・生徒からの連絡や関係機関からの情報を保護者に伝えとともに、生徒への指導内容を説明する。
- ・当日の受験ができない場合の対応（追試験の制度）については、大学入試センターからの指示に従うよう説明する。

関係機関との連携

- ・気象台や交通機関から、天候の回復状況や交通機関の回復の見込みなど必要な情報の収集に努める。

教育局への報告

- ・教育局高等学校教育指導班に、次のことを当日のうちに必ず報告する。
 - ①受験会場ごとの対象生徒数
 - ②対象生徒の居住地域・天候・交通障害の状況
 - ③対応方法（受験会場までの移動方法など）

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 事前準備のポイント

生徒への事前指導

- ・気象状況及び公共の交通機関の運行状況等を十分把握し、時間に余裕をもって移動するよう指導する。
- ・交通障害に備え、移動の代替手段を考慮することを指導する。
- ・雪害等により交通障害等が発生し、どの方法を用いても受験会場に行けない場合は、直ちに当該受験会場へ連絡するとともに、学校（担任等）に連絡するよう指導する。
- ・出願時の校内説明会や受験前のホームルーム等において、追試験の制度について説明する。

関係機関との連携

- ・受験会場や交通機関の連絡先（電話番号等）を把握する。
- ・大学入試センター試験前・当日の気象状況等を把握する。

学校における連絡体制の確立

- ・受験会場ごとの受験生徒名、宿泊先、連絡先等を把握し、一覧にまとめる。
- ・担任、学年主任、管理職の連絡体制を確認する。
- ・生徒に、担任等の緊急連絡先（電話番号等）を周知する。

A小学校の第6学年に転入してきた児童Bの保護者から教頭へ申し出があり、当該保護者の元配偶者に児童BがA小学校に在籍していることを知られないよう配慮してほしい旨の申し出があった。

1 対応のポイント

状況の把握

- ・校長は、当該保護者から経緯等を把握するとともに、保護者の了解を得て、関係職員と情報を共有し、以後の対応について確認する。

学校の対応

- ・当該児童への対応について、サポート体制の構築及び守秘義務の確認を行い、保護者の理解を得ておく。
- ・例えば、下足ロッカーや教室、廊下などに児童Bの在籍を確認できるような要素（名札等）がないよう配慮する。
- ・名簿などの記載や、写真・卒業アルバム等の取扱いなどについて配慮する。
- ・授業や行事の写真撮影、学校HPへの掲載等について、個人が特定されないよう配慮する。
- ・児童Bの住所や電話番号等が他者の目に触れないよう、金庫などに保管する。

児童への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・面談において何も話したがないことが考えられることから、児童Bとの信頼関係の構築に努める。

保護者への対応

- ・学校の対応について、事前に保護者に説明し、了承を得る。
- ※保護者が既に支援を受けている場合、関係機関と連携を図る。
- ※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携し対応する。

校舎内に入って子どもを探そうとした場合

- ・学校安全の面からも不適切であることから制止する。
- ・暴言・威嚇などで教職員では対応できない場合、警察に通報する。
- ・接近禁止命令が出ている場合、直ちに警察や保護施設（母子生活支援施設・婦人相談所・民間シェルター等）に連絡する。
- ・当該児童の兄弟姉妹が通う学校・幼稚園・認定こども園・保育園（所）に連絡する。

日常的に配慮しておくこと

- ・学級の子どもから当該児童の存在が漏れることも想定されることから、平素から全児童生徒に対して、「知らない人から友達のこと（友達の名前・住所・電話番号・保護者の名前など）を尋ねられても「わかりません」と答えるような指導を行っておく。
- ・教育課程全体を通して、情報モラル教育を推進し、個人情報の適切な取扱いについて指導を行っておく。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童Bに関する状況について市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

外部からの問合せがあった場合

- ・「〇〇という子どもはいないか？」「そちらに〇〇という子どもがいると思うが…」「〇〇は自分の子どもだが呼んでくれないか」といった問合せや申し入れには、「在籍についても回答できない」旨を伝える。（「そのような子どもはいない」と答えた場合、「そちらにいることは目撃しているのにいないとはどういうことか？」といったやりとりも懸念されるので注意が必要がある。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

的確な状況の把握

- ・日常から、学校生活のみならず、当該保護者との面談等を通して児童Bの状況を把握するとともに、児童Bの心のケアを行うとともに、いつでも相談できる雰囲気醸成する。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・元配偶者からの学校への暴言や威嚇など教職員では対応することができない場合を想定し、保護者の理解を得た上で警察（生活安全課）と情報を共有する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・地方公務員法第34条1項
- ・北海道個人情報保護条例
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条

21 生徒の個人情報の流出又は流出のおそれ

A 高校で、B 教員が生徒の個人情報を含む資料を学年の教職員間で共有するため、クラウド上にアップロードしたが、教職員だけでなく、学年の生徒全員が閲覧できる状況であったことが、生徒の申し出により発覚した。

1 対応のポイント

状況の把握

- ・教職員は、速やかに該当する情報をクラウド上から削除するとともに、管理職に報告する。管理職は、関係教職員を招集して、事実関係等（発覚の経緯（時系列含む）、アップロードした資料の内容、被害生徒の人数、公開範囲、アップロードしていた時間、閲覧した生徒の人数、外部への流出の有無等、事案発生の原因）を把握するよう指示する。
- ・管理職は、本事案の内容について、PTA 会長等の見解を踏まえ、生徒向け及び保護者向けの説明に係る対応（全校集会や保護者説明会等の実施）を検討する。
- ・管理職は、教育委員会の指示を踏まえ、本事案の報道等への対応に備える。

被害生徒のケア

- ・被害生徒に、個人情報漏えいした可能性があることについて説明し、被害者の心情を配慮して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。
- ・噂の流布など被害生徒の二次被害を防止するため、管理職を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。

保護者への連絡

- ・早期の段階で、被害生徒の保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝える。
- ・保護者への説明文書の配付や緊急 PTA 集会等を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・個人情報漏えい等の事態が発覚した時点で、直ちに事実関係等を把握し、「不祥事が発生した場合の報道対応等について」（令和 2 年 4 月 7 日付け教総第 49 号）により、口頭で総務課職員公務管理係に報告した上で、事故概要を記載した資料（事故速報）を提出する。
- ・事故速報後の報道対応や事故報告書の提出等については、総務課職員公務管理係からの指導・助言等を踏まえて行う。
- ・総務課職員公務管理係に報告する際は、所管する教育局にも併せて報告する。
- ・被害生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応等のポイント

個人情報の扱いの徹底

- ・機密情報の保存場所や扱い等の考え方を踏まえ、生徒の個人情報の扱いについて、各学校において適切に定めること。特に、職員室からの持出のルールや会議等における個人情報の取扱いについては、教職員で共通認識をもつこと。
- ・個人情報の管理や取扱い、メールの送受信、クラウド上の扱いについて、校内研修等を実施するなど、教職員間で共通認識を図ること。

3 個人情報の流出又は流出のおそれの例

- ・生徒及び保護者の個人情報を含んでいる資料や USB 等の紛失、盗難
- ・生徒及び保護者の個人情報を含んでいる資料の郵送やメール送信の際の誤送付
- ・生徒向けアンケート等における、公開範囲設定の誤設定

4 関係法令等

【法令等】

- ・道立学校文書管理規程（平成 22 年 北海道教育委員会教育長訓令第 4 号）
- ・個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 個人情報保護委員会規則第 3 号）
- ・北海道立学校等情報セキュリティポリシーの策定について（令和 7 年 3 月 31 日付け教 ICT 第 655 号）
- ・北海道立学校等情報セキュリティ基本方針（令和 7 年 3 月 28 日 教育部長決定）
- ・北海道立学校等情報セキュリティ対策基準（令和 7 年 3 月 28 日 教育部長決定）
- ・懲戒処分の指針（平成 17 年 12 月 16 日付け 北海道教育委員会 ※令和 7 年 3 月 18 日一部改正）

【通知等】

- ・「不祥事が発生した場合の報道対応等について」（令和 2 年 4 月 7 日付け教総第 49 号）
- ・「個人情報の漏えい、滅失及び毀損の事態に係る速報事務等について」（令和 5 年 4 月 17 日付け教総第 91 号）
- ・「個人情報含む文書の誤送付防止について」（令和 5 年 5 月 8 日付け教総第 195 号）
- ・「教育長メッセージ『教職員の皆さんへ』について」（令和 6 年 8 月 9 日付け教高第 1200 号）
- ・「Google フォームの作成に係る情報セキュリティ対策について」（令和 7 年 1 月 23 日付け ICT 教育推進局 ICT 教育推進課事務連絡）
- ・「個人情報の適切な管理について」（令和 6 年 7 月 22 日付け教総第 859 号）
- ・「個人情報の適切な管理について」（令和 7 年 3 月 31 日付け教総第 3064 号）

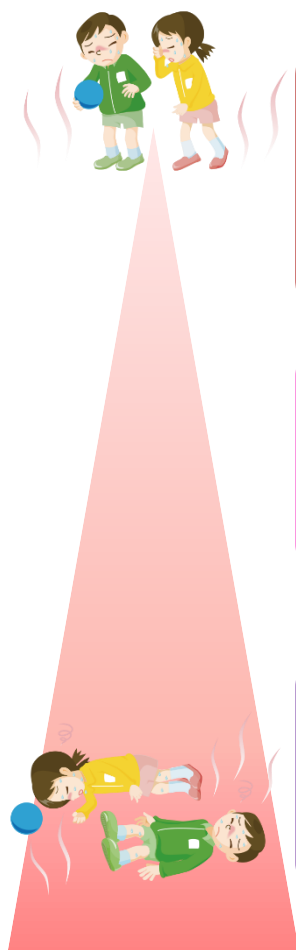
I 熱中症とは

熱中症とは

- ・ 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。
- ・ 死に至る可能性のある病態です。
- ・ 予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- ・ 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

（出典：「熱中症環境保健マニュアル2022」（環境省））

○ 重病度分類と必要な処置



重症度Ⅰ度（軽症）

意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）

重症度Ⅱ度（中等症）

吐き気がする・吐く
頭ががんがんする（頭痛）
からだがだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

重症度Ⅲ度（重症）

意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い



経過観察

※当日のスポーツには参加しない。

- ・ 涼しい場所へ避難する。
- ・ 体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。

医療機関の受診



- ・ 速やかに医療機関を受診する。
- ・ 体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。



救急車要請

- ・ 救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。



（参考：「熱中症環境保健マニュアル2022」（環境省））

2 予防措置

(1) 暑さ指数 (WBGT) を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT) とは

熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風 (気流) の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」 (環境省・文部科学省)

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、定期的に暑さ指数 (WBGT) 計を用いて計測 (活動場所で測定) することで環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下します。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	 Point! 暑熱環境や児童生徒の実態が異なることから、様々な指針を基に、 <u>学校として基準を定める必要がありま</u>
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

暑さ指数 (WBGT) は、判断基準の一つです。低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
同指針補足 * 乾球温度 (気温) を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。
(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
下記ウェブサイトの情報を基に作成
(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」 (文部科学省))

なお、暑さ指数 (WBGT) の予測値については、「熱中症予防情報サイト」 (環境省) を活用して、実況値・予測値を確認するものとします。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp>



また、その情報は、毎朝、担当教職員が全教職員とメール等を活用して共有するとともに、緊急性がある場合は、校内放送等を活用して適宜発信することとします。

「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

「熱中症警戒アラート」と

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を33以上と予測した場合に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

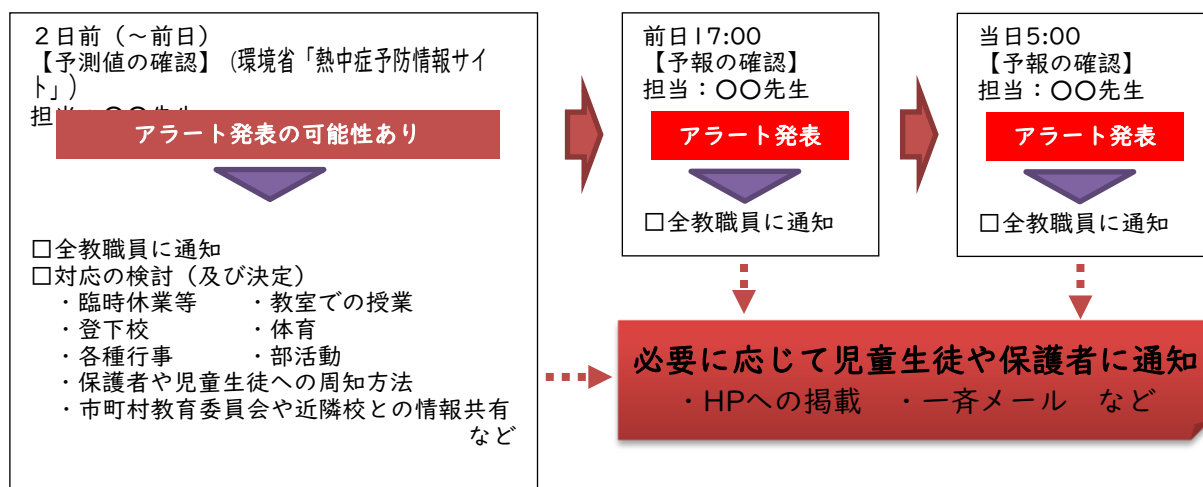
◎「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、**臨時休業の実施を検討**します。

- 環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認する。
- 登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。

【根拠規定】

- 北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）（抄）（臨時休業）
第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。
（1）学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
（2）その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。
（臨時休業の報告）
第28条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

学校における対応（例）



◎「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、一定の時間間隔で暑さ指数（WBGT）を測定・記録（活動場所で測定）するなどしながら、児童生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討します。
（例）毎朝〇：〇〇に暑さ指数を計測・記録し、以降は〇時間ごとに計測・記録を行う。

22 熱中症の予防と対策

(2) 熱中症防止の留意点

暑さ対策を講じる場合には、校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとります。

環境の留意点	・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	・体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い児童生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方：激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

(3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示し、児童生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努めます。

・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。 ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。 ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

コラム

急に暑くなる日や継続する暑さに注意しましょう

人間が上手に発汗できるようになるには、暑さへの慣れが必要です。

暑い環境下での運動や作業を始めてから3～4日たつと、汗がより早くから出るようになって、体温上昇を防ぐのが上手になってきます。さらに3～4週間たつと、汗に無駄な塩分を出さないようになり、熱けいれんや塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぎます。

このようなことから、急に暑くなった日に屋外で過ごした人や、久しぶりに暑い環境で活動した人などは、暑さに慣れていないため熱中症になりやすいのです。暑いときには無理をせず、徐々に暑さに慣れるように工夫することが大切です。



(参考：「熱中症環境保健マニュアル2022」(環境省))

22 熱中症の予防と対策

(4) 運動前の体調チェック

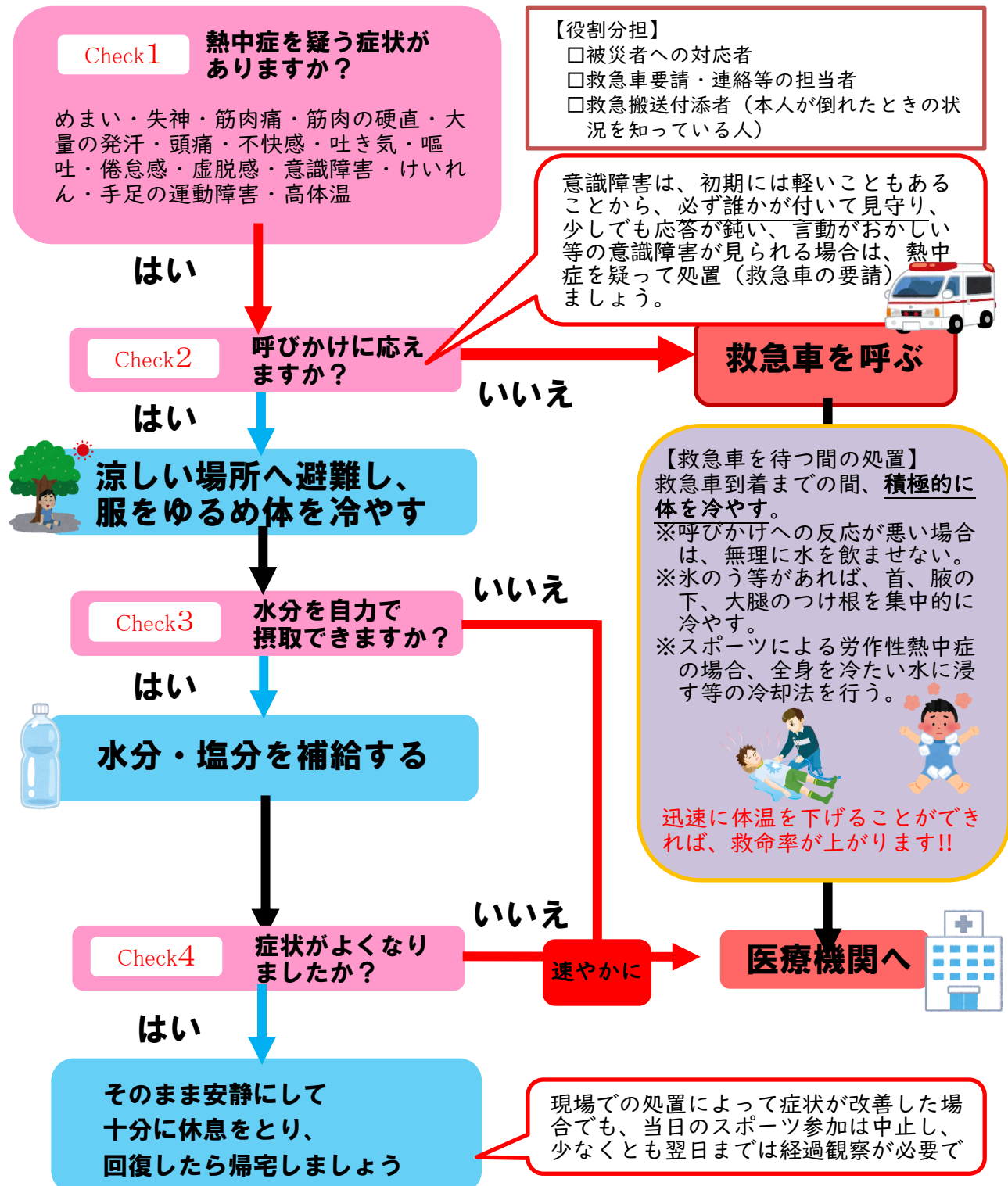
熱中症を防止するためには、児童生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要があります。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、児童生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、児童生徒への指導を行います。

【「体調チェック表」の例】

体調チェック表			
次の項目に当てはまる場合は、チェック欄に ✓ 印を記入しましょう。			
氏名		記入日	年 月 日 ()
チェック欄	確認項目		
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）		
	朝食を抜くなど、食事をとれていない		
	疲れがたまっている		
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある		
	腹痛がある、下痢をしている		
	胸の痛み、息苦しさがある		
	手・足（関節など）に痛みがある		
	その他、身体に痛みがある		
	暑さの中での運動は久しぶりである		
その他、体調等に関して気になることがある（記入してください）			

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

3 熱中症への救急処置



（参考：「熱中症環境保健マニュアル2022」（環境省）
「スポーツ事故ハンドブック」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

追録 施設・設備の爆破(爆破予告)

A高校で2時間目の授業中、職員室に、「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する。」と電話があった。電話を受けた教職員は、さらに詳しいことを聞こうとしたが、電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
- ・管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、教職員に生徒の安全な場所への避難誘導を指示する。(爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。)
- ・いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全確保のため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には触れないよう指示する。
- ・教職員が分担し、不審物がないか確認し、迅速に避難させる。避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- ・校地内に、来客を立ち入らせない。

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

警察との連携・対応

- ・警察の指示に従い、捜索等に協力する。(校舎配置図、校舎案内、電話内容の事情聴取、不審物情報等)
- ・捜索結果ごとに、警察の助言を参考にするなど、連携して以下の対応をする。

〔爆発物が発見された場合〕

- ・避難場所の再検討(変更)など生徒等の安全確保を図る。
- ・生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
- ・爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

〔爆発物が発見されなかった場合〕

- ・学校は授業の再開の時期を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

爆発発生時の対応

〔避難完了前に爆発した場合〕

- ・生徒等をグラウンドなど校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
- ・負傷者の応急手当、救急車での負傷者の医療機関への搬送する。
- ・死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
- ・教職員は負傷者の搬送先の病院を保護者へ連絡する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。

〔避難完了後に爆発した場合〕

- ・点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。
- ・生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。

〔事態が収束した後の対応〕

- ・警察や消防の現場検証に協力する。
- ・負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
- ・教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等の必要な対策を迅速に行う。

保護者への対応

- ・事故の発生及び状況について連絡する。

教育委員会(教育局)への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会(教育局)へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。

2 今後の対応策(未然防止策)のポイント

事故発生に備えた学校体制の確立

- ・緊急時に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関等の所在地、電話番号を教職員に周知するとともに、職員室、事務室等に掲示する。
- ・様々な想定避難訓練を行い、生徒の緊急避難が迅速確実に行われるようにする。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無を確認しやすくする。

追録 犯罪の予告

市内の小・中学校を対象とした爆破等の予告のメールが、市役所に送られてきた。

【予告内容の例】「●月●日●時●分より、学校を爆破する。」

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・犯罪予告を受けた学校または教育委員会が警察へ通報し、学校の警戒を依頼する。（市町村教育委員会は、速やかに教育局へ報告願います。）
- ・管理職は全職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。

警察への協力と対応

- ・学校は、犯行予告日まで、警察と連携し、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
- ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。

※不審物が発見された場合

- ・警察と協力し、児童生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
- ・児童生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者や児童生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
- ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、児童生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。

保護者への対応

- ・犯罪予告の概要を伝える。
- ・教育委員会は域内の各学校の保護者に周知する内容を検討し、学校に指示する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故概要を速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等の指導助言を受け、対応状況を適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。（複数校を対象とした事案の場合は、教育委員会が窓口となる。）

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

不審者の侵入防止体制の整備（日常的な取組）

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等を点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去し、異常の有無を確認、不審物の発見に努める。
- ・使用しない出入り口及び教室等は施錠する。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、日頃から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する。

危機管理体制の確立

- ・同様の事案を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【参考資料等】

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

A 小学校の近くの住宅街で、連日、ヒグマの目撃情報が続いており、前日には、学校近くの商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・管理職は、ヒグマの出没事案を認知後、直ちに市町村及び管轄する警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ・ヒグマの出没状況や被害防止対策などの情報収集については、ヒグマ発見の初期段階から出没終息まで、途中経過も含めてきめ細かく行う。
- ・事実とかけ離れた噂が流布することから、管理職が情報を一元化して管理し、市町村教育委員会と連携し、正確な情報を児童、保護者、教職員等に提供する。

登下校、待機等の判断

- ・児童の登校前にヒグマ出没事案を認知した場合、管理職は、把握した情報を基に、登下校時における児童の安全確保に向けた対応を検討し、市町村教育委員会の指導・助言のもと、その結果について、直ちに保護者に対し、電話やメールなど確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にヒグマが出没する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得るよう努める。
- ・児童の登下校時間帯にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町村、警察署、PTA等と連携し、教職員についても、自動車に乗車するなど自らの安全を確保できる方法で通学路の見回り等を行うことを検討し、登下校中の児童を発見した場合は、緊急的な避難の措置を講じる。
- ・児童の在校中にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。
- ・判断に迷う場合には、速やかに市町村教育委員会、各教育局を通じて北海道教育庁の指導・助言を得る。

屋外での活動の実施についての検討

- ・屋外での活動の実施については、ヒグマの出没状況を踏まえ、市町村教育委員会の指導・助言のもと判断する。なお、児童の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ・ヒグマが学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にヒグマの出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、市町村や警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて児童の避難経路と避難場所を確認する。

保護者への対応

- ・学校の対応方針について、保護者に周知し、理解を図る。
- ・関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。

関係機関との連携・見守り活動

- ・市町村、警察署、振興局などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、学校の安全対策について指導・助言を得る。通学路の見守りを行う際は、関係機関と連携し、教職員が自らの安全を確保できる方法により行う。

教育委員会（教育局）への相談・報告

- ・管理職は、学校の安全対策について市町村教育委員会（教育局）へ連絡・相談し、指導・助言を受けるとともに、対応状況について適宜報告する。

報道機関等への対応

- ・報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

関係機関との情報共有体制の構築

- ・市町村、警察署、振興局などの関係機関と普段から意思疎通を図り、それぞれの役割や対応を確認しておく。
- ・連絡体制図や対応のフロー図などを作成し、休日・夜間の緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるようにしておく。

危機管理体制の確立

- ・管理職は、常日頃から危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断・対応ができるよう、危機管理体制を確立する。

未然防止策

- ・学級活動やホームルーム活動等で、道の環境生活部が作成したリーフレット等を活用し、児童生徒に対する安全指導やヒグマに遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。
 - ・学校の実情にに応じて、「総合的な学習の時間」等の取組において、環境や地域に根ざした問題として「ヒグマ」についてのテーマを取り上げ、ヒグマとの共存の在り方などについて考えを深める学習を行う。
- 状況の把握A 小学校の近くの住宅街で、連日、ヒグマの目撃情報が続いており、前日には、学校近くの商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

令和7年8月 追録

3 関係法令等

【通知等】

- ・「ヒグマ対策の手引き（令和6年4月16日改訂版）」
（北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室）
- ・「ヒグマによる事故の防止について」
（令和5年10月18日付け教生字第875号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「クマ類の出没対応マニュアル-改訂版-（令和3年3月）」
（環境省自然環境局）

追録 学校教育等に関する移動の安全確保のための方策

教育課程内の活動においては、移動が必要な場合は、原則、公共交通機関や貸し切りバスを利用することを基本とする。また、教育課程外・その他の活動においても同様とする。移動中の事故を未然に防止し、生徒の生命・安全を最優先とした安全管理を徹底する。

1 基本方針

- ・児童生徒の安全を最優先とする。
- ・管理職が事前に活動計画・移動計画を承認する。
- ・公共交通機関・貸切バス等の利用を原則とする。
- ・やむを得ずレンタカー・自家用車を利用する場合は、「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」に則り対応し、安全管理チェックシートについても確認する。

2 事前確認事項

- ・実施計画書（日時・目的・行程・引率者・参加者）を作成
- ・校長等管理職の事前承認
- ・保護者への説明・同意
- ・緊急連絡体制の確認

3 移動中の安全管理

- ・引率教職員は運転者任せにせず、安全確認を行う。
- ・出発前に乗車人数・シートベルト着用を確認する。
- ・長距離運転、長時間運転は適切に休憩を取る。
- ・悪天候や道路状況により危険が予想される場合は計画変更・中止を判断する。

4 事故・緊急時対応

- ① 人命救助・119番通報② 二次事故防止③ 110番通報④ 学校へ第一報⑤ 保護者へ連絡
⑥ 教育局へ連絡⑦ 記録作成・再発防止検討

5 自家用車・レンタカーを利用時の安全確認事項

- ・引率計画を作成し、書面等により管理職の承認を受ける。
- ・校外活動計画について、書面等により保護者へ連絡する。
- ・運転者の有効な運転免許証を確認する。
- ・レンタカーの場合、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転車として明記しているか確認する。
- ・自家用車の場合、使用する自動車の有効な車検証を備えてあるか確認する。
- ・使用する自動車について、適切な保険に加入しているか確認する。

令和8年7月21日追録